

平生町告示第23号

令和6年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年8月29日

平生町長 浅本 邦裕

1 期 日 令和6年9月11日

2 場 所 平生町議会議場

○開会日に応招した議員

原 真紀さん

長尾 忠明君

中村 一幸君

中本 敦子さん

中川 裕之君

河藤 泰明君

岩本ひろ子さん

河内山宏充君

平岡 正一君

細田留美子さん

中村 武央君

○応招しなかった議員

赤松 義生君

令和6年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和6年9月11日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第35号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第36号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第37号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第38号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第9 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第40号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第43号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第44号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第15 議案第45号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第16 認定第1号 令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第21 認定第6号 令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 報告第3号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第23 報告第4号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第24 報告第5号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第25 報告第6号 令和5年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第7号 令和5年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第8号 令和5年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第9号 令和5年度平生町公共施設整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第10号 令和5年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第11号 令和5年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第12号 令和5年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第13号 令和5年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第14号 令和5年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第15号 令和5年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第35 報告第16号 令和5年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第36 報告第17号 令和5年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第37 報告第18号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第38 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第39 決算特別委員会の設置について
- 日程第40 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第35号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第36号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第37号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

- 日程第8 議案第38号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第9 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第40号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第43号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第44号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第15 議案第45号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第16 認定第1号 令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 報告第3号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第23 報告第4号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第24 報告第5号 専決処分の報告について（町長専決処分指定事項）
- 日程第25 報告第6号 令和5年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第7号 令和5年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第8号 令和5年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第9号 令和5年度平生町公共施設整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第10号 令和5年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第11号 令和5年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第12号 令和5年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第13号 令和5年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第33 報告第14号 令和5年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第15号 令和5年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第35 報告第16号 令和5年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第36 報告第17号 令和5年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第37 報告第18号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第38 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第39 決算特別委員会の設置について
- 日程第40 委員会付託

出席議員（11名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
7番 中川 裕之君	8番 河藤 泰明君
9番 岩本ひろ子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 細田留美子さん
13番 中村 武央君	

欠席議員

6番 赤松 義生君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 藤田 智典君
書記 宮地 恵三君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君

総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	中尾 和正君
地域振興課長	…………… 星出 一明君	デジタル推進課長…………… 横田 佳幸君
町民福祉課長	…………… 淵上万理子さん	税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長	…………… 久保 秀幸君	
産業課長兼農業委員会事務局長	……………	吉岡 文博君
建設課長	…………… 河村 武君	環境政策室長 …………… 山本 和也君
学校教育課長	…………… 吉本 敏行君	社会教育課長 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長	…………… 山本 順一君	

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣報告並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会

における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

9月に入り、朝晩は過ごしやすい気候になってまいりましたが、日中は、依然として30度を超える暑い日が続いております。

昨年の夏も暑かったのですが、年々暑くなっていくように感じております。先日、気象庁は、今年の夏の平均気温が観測史上最も高温となった昨年に並び、2年連続で最も暑い夏になったと発表いたしました。暑い時期も長くなっている印象があります。

本町では5月から10月末まで軽装での勤務を認めており、多くの職員がイタリアーノひらおポロシャツを着用しております。本日は6月定例会に続いて議員の皆様とともにイタリアーノひらおポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御協力に感謝申し上げます。

さて、気象庁は今年の梅雨入り、梅雨明けの確定値を今月2日に発表いたしました。九州北部地方は、梅雨入りが6月17日頃、梅雨明けは7月17日頃で、梅雨の期間は平年よりも少し短い1か月間となりました。降水量は平年に比べて多く、特に県西部においては記録的な大雨となる地域がありましたが、幸いなことに本町では大きな被害はありませんでした。

8月8日に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生いたしました。気象庁は、この地震の発生を受けて、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会を開催し、南海トラフ地震臨時情報を発表いたしました。

町では、防災メールやホームページを通じて、南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを伝えるとともに、大地震への日頃の備えについて再確認の呼びかけを行いました。政府による特別な注意の呼びかけは、地震発生後1週間を経過した15日に終了しておりますが、南海トラフ地震は必ず起こるとされ、今後30年以内に発生する確率は70%から80%と言われております。南海トラフ沿いでは、いつ大規模な地震が発生してもおかしくないことに留意し、日頃からの地震への備えについては、引き続き実施していただくようお願いいたします。町といたしましても大地震への備えを進めていかなければならないと改めて感じたところでございます。

また、8月下旬には、台風10号が接近いたしました。非常に強い勢力に発達した台風10号は29日には鹿児島県に上陸、ゆっくりとした速度で一旦は海上に出ましたが30日に熊本県に再上陸し、その後もゆっくりとした速度で九州を横断し、各地に被害をもたらしました。本町で

は避難所を開設し台風の接近に備えておりましたが、上陸後に急に勢力を弱めたこともあり災害発生には至らず安堵しております。これから台風が多く発生する季節となります。台風の接近に際しては適切な対応となるよう努めてまいります。

そうした中、定められました令和6年第4回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に入ります前に、8月末で締め切られました国の令和7年度予算の各省庁からの概算要求について、触れてみたいと思います。

一般会計の要求総額は、117兆6,059億円となり、2年連続で過去最大を更新しております。金利上昇に伴い国債の利払い費がかさんだほか、防衛力強化に伴う防衛費、高齢化による社会保障費が膨らんだことによるものです。

また、事業内容だけで金額を示さない事項要求が認められており、年末に向けた予算編成過程ではさらに規模が膨らむ可能性があります。

地方交付税に関しまして総務省は、「経済・財政新生計画」等を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方交付税本来の役割が適切に発揮されるよう地方団体への交付ベースで、18兆9,753億円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しています。

これから年末に向けて本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであり、その動向を注視してまいりたいと思っております。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であり、地方交付税がもし減額されるということになれば、特に財政力の弱い町村にとって、行政運営や行政サービスに支障の出ることが懸念されます。

私といたしましても、様々な機会をとらえて、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからは、6月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、平生町生活応援商品券配布事業について御報告いたします。

物価高騰の影響を受けている家計への生活応援及び地元活性化を支援するために実施いたしました商品券配布事業は、7月末に商品券の使用期限を迎えました。配布した商品券の使用率は

98.5%となりました。使用先は、約95%が小売業での使用であり、そのうち約90%が、スーパーやドラッグストア、ホームセンターといった比較的大きな店舗で使用されており、普段の買い物に使われたと思われます。その他、飲食業では全体の約3%、理美容業などのサービス業で1.8%となっております。

次に、ボランティアチャレンジについて、御報告申し上げます。

7月20日土曜日の午前7時から、ボランティアチャレンジを各地域交流センター等において実施をいたしました。

この行事は、平成29年度から、美しい地域づくりやボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアチャレンジとして、各コミュニティ協議会と連携して道路のゴミ拾いを行っているものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした時期もございましたが、一昨年度から再開しておりまして、今年度も、教育委員会、平生町社会福祉協議会、平生町ボランティアグループ連絡協議会、そして平生町快適環境づくり推進協議会との共催により、実施したところであります。当日の参加者は約250名でありまして、地域をきれいにするボランティア活動の第一歩につながったと思っております。

以上で行政報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、6月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、教科書採択についてです。

公立学校で使用する教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」、この規定によりまして、その採択の権限は、学校を設置する市町の教育委員会にあるとされております。このことに基づいて、令和7年度から使用する中学校の教科用図書について採択を行いました。

採択の状況を申しますと、5月30日に、同一の教科書を使用することが適当であるとして指定されています採択地区を構成する熊毛郡3町で、採択にあたっての調査研究を進めるための熊毛郡採択地区協議会を開催いたしました。

その後、熊毛郡、柳井市、周防大島町の共同で、柳井地区教科用図書研究調査員による教科用図書の調査研究が行われ、7月11日には、その研究調査の結果報告会が開催されました。

その結果報告を受けて、同日に熊毛郡採択地区協議会を開催し、熊毛郡として教科用図書を選定しました。その後、7月26日の本町教育委員会会議において、協議会での選定のとおり採択

すると、そのように決したところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査についてです。

本調査は、4月18日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の2教科で行われました。このたび公表された全国学力・学習状況調査の結果は、今年度後半の学力対策に反映するよう取組を進めていますが、小中学校を通じて、目的を意識した言語活動や言葉と数でデータを表す力の育成の重要性について再認識したところでございます。

調査の対象が異なるため、毎年の結果には変化がございますが、このたびの本町の学力調査の結果は、国語は小中学校ともに全国平均並み、算数・数学は小学校で全国平均をやや上回り、中学校でやや下回るという結果でございました。

質の高い授業を日々実践していくことが最も重要であるということでは、平生町授業スタンダードを意識した授業実践や、タブレットを用いた授業観察による授業研究の取組を継続してまいります。

また、今年度で38回目となる平生中学校における地域と連携した伝統のある行事、ふるさと体験学習講座、これが7月6日に開催されています。昨年度は大雨の影響により実施できなかった講座がございましたが、今年度はそうしたこともなく、20の講座が開講されました。生徒や多くの地域関係者の活動と表情からは、地域と学校とのつながりの深さを改めて感じることができました。

また、8月5日には、町内小中学校教職員と全ての学校運営協議会委員が集まって、小中合同研修会を開催しました。この研修会では、本町が令和8年度のスタートを目指しています施設分離型小中一貫教育について、2つの熟議を行いました。1つは、15歳の義務教育終了段階の目指す子供の姿についての熟議で、もう一つは、授業の約束をまとめた学びのプライドを小中9年間の前期・中期・後期の子供の発達の特性に沿ったものに改定するための熟議です。参加者からは2つのテーマについて、それぞれの立場から、熱心にかつ活発に話し合っていただき、本町の目指す小中一貫教育の実現に向けて、学校・家庭・地域が一体となって前進していることを実感する研修となりました。なお、子供の姿に係る熟議は、引き続き12月に中学生や高校生も交えて実施をして、地域協育ネット運営協議会を通して、年度内に共有を図って進めていくこととしています。

続いて、社会教育関連の行事について、7月・8月に開催した3つの行事の御報告をさせていただきます。

1つ目は、7月31日、8月1日、2日の3日間で開催をしました、毎年恒例の「平生町人権学習講座」についてです。1日目は、心理カウンセラーの阿波ひろみ氏に「こころを抱きしめるとは～あなたは私、私はあなた～」と題しまして、心の仕組みについて御講演いただきました。

受講者自身がカラー診断やソーシャルスタイルなどの演習を行うことを通して、自分自身を見つめ、幸せを生み出すものや、自分や周りの人を褒め、言葉で伝えることの重要性について改めて気付くよい機会となりました。

2日目は、いわかね社会福祉士事務所代表の岩金俊充氏から、現在社会において大きな問題にもなっているネットトラブルについて、「子どもと大人が笑顔で過ごすために～ネットルール・効果的な声かけ～」と題した御講演をいただきました。ネット・ゲーム依存についての現状やゲーム依存で不登校や登校しぶりとなった子供たちへのコミュニケーションの大切さ、効果的な褒め方や叱り方を学ぶことができました。

3日目は、社会福祉法人防府海北園の統括施設長岩城淳氏から、「子育て維新の機中八策～伝わるかかわり方のコツ～」と題して、子供たちのやる気を引き出し、怒らない子育ての対話術を身につけるためのツールであります「機中八策」について分かりやすくお話をいただきました。子供と関わる時の表情や褒める視点など、子供との関わり方で大切なことを学びました。今年度の人権学習講座には、3日間で延べ153名の方に受講いただき、「自分のことを知ることができたとともに、子供や人との関わり方について学ぶことができ、有意義な3日間であった」などの感想を受講者からいただいています。

2つ目は、8月7日に町スポーツセンターグラウンドで開催しました毎年恒例の「ふれあい夏の天体観測会」です。今年度は天候にも恵まれ、講師から講座や夏の夜空などについての講話をいただいた後、家族ごとに天体望遠鏡を使って、三日月など観測を行いました。

また、夏の大三角形を目印に夏の星座を観察する中では、星空を通過する人工衛星を目視することもでき、親子で夏の夜空を楽しむことができました。小学生とその保護者合わせて24家族57名の方が御参加されています。

3つ目は、「郷土かるたの原画展」について。郷土かるたは、平成28年度当時の平生小・佐賀小学校の6年生が製作し、平成29年度に完成しているものですが、この原画展を7月26日から8月30日まで歴史民俗資料館で開催しました。期間中は、小学生や里帰りされた方など町内26名、町外40名、合計66名の方が来館をされています。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

.....

日程第5. 議案第35号

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

日程第 8. 議案第 3 8 号
日程第 9. 議案第 3 9 号
日程第 1 0. 議案第 4 0 号
日程第 1 1. 議案第 4 1 号
日程第 1 2. 議案第 4 2 号
日程第 1 3. 議案第 4 3 号
日程第 1 4. 議案第 4 4 号
日程第 1 5. 議案第 4 5 号
日程第 1 6. 認定第 1 号
日程第 1 7. 認定第 2 号
日程第 1 8. 認定第 3 号
日程第 1 9. 認定第 4 号
日程第 2 0. 認定第 5 号
日程第 2 1. 認定第 6 号
日程第 2 2. 報告第 3 号
日程第 2 3. 報告第 4 号
日程第 2 4. 報告第 5 号
日程第 2 5. 報告第 6 号
日程第 2 6. 報告第 7 号
日程第 2 7. 報告第 8 号
日程第 2 8. 報告第 9 号
日程第 2 9. 報告第 1 0 号
日程第 3 0. 報告第 1 1 号
日程第 3 1. 報告第 1 2 号
日程第 3 2. 報告第 1 3 号
日程第 3 3. 報告第 1 4 号
日程第 3 4. 報告第 1 5 号
日程第 3 5. 報告第 1 6 号
日程第 3 6. 報告第 1 7 号
日程第 3 7. 報告第 1 8 号

○議長（中村 武央君） 日程第 5、議案第 3 5 号「令和 6 年度平生町一般会計補正予算」から日程第 1 5、議案第 4 5 号「田布施・平生水道企業団規約の変更について」及び日程第 1 6、認定

第1号「令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第21、認定第6号「令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明並びに日程第22、報告第3号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」から、日程第37、報告第18号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」までの報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、予算4件、条例5件、事件2件、認定6件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第35号「令和6年度平生町一般会計補正予算」でございます。

今回の補正額は1億8,610万5,000円を追加いたしまして、予算総額は63億4,918万8,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては、14ページからであります。

一般管理費では、6月の大雨対応に伴い時間外手当等を増額いたすほか、70周年記念事業に要する経費を計上いたしております。

財政管理費では、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和5年度決算に伴う決算剰余金の一部を、財政基金への積立金として計上いたしております。

財産管理費では、庁舎敷地内の排水路の整備及び既存の職員駐車場の整備に要する経費を計上いたしております。

情報政策費では、自治体情報システム標準化事業に要する経費を増額いたすほか、デジタルデバйд対策において、補助メニューの廃止に伴う事業内容の見直しにより、事業費を減額いたすものであります。

15ページの社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴う国民健康保険事業における財政安定化支援事業に係る措置額を追加計上いたすものであります。

障害者福祉費では、令和5年度の障害者自立支援給付金及び障害児入所給付費の国庫支出金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

高齢者保健対策費では、後期高齢者医療療養給付費の確定に伴う追加の負担金を計上いたしております。

16ページにかけての児童福祉総務費では、児童手当制度改正実施円滑化事業に要する経費を計上いたしております。

保育所運営費では、保育所のICT化に対する補助金を計上いたすほか、令和5年度の子供のための教育・保育給付交付金等の国県支出金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

17ページの母子衛生費では、出産・子育て応援交付金等の国県支出金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

予防費では、新型コロナワクチン定期接種事業に要する経費を計上いたすほか、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費等の国庫支出金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

18ページの農業振興費では、県事業の地域農業資源リノベーション事業を活用した補助金を計上いたしております。

19ページの小学校費教育振興費及び20ページの中学校費教育振興費では、保護者の経済的負担を軽減するため、給食費に係る就学援助費の拡充に要する経費を計上いたしております。

20ページから21ページにかけての災害復旧費では、6月の大雨に伴う災害復旧に要する経費を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。11ページからであります。

地方特例交付金及び地方交付税の普通交付税につきましては、交付金額の確定に伴いまして補正をいたすものであります。

普通交付税の減額の主な要因といたしましては、基準財政需要額の個別算定経費において、こども子育て費の新設に伴う影響等により過大計上となったことによるものであります。

11ページから12ページにかけての国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴う特定財源を計上いたすものであります。

なお、民生費県補助金につきましては、県の第2子以降の保育料無償化事業の開始に伴い交付されるもので、本町における同一事業の財源として計上いたすものであります。

繰入金につきましては、追加の財政需要に要する財政基金からの繰入金を計上いたしております。

繰越金につきましては、令和5年度決算における決算剰余金の確定に伴い増額補正をいたすものであります。

13ページの諸収入につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴う特定財源のほか、国県支出金の精算に伴う過年度収入を計上いたしております。

なお、観光交流助成事業助成金につきましては、市町村振興協会による新たな助成金であり、当初予算において計上しております観光費の丸山海浜パークの整備に充当することとしております。

13ページの町債につきましては、清掃センター整備事業における起債事業を充当率・交付税措置ともに高いものへ見直すことにより増額するほか、臨時財政対策債の発行額確定に伴う減額補正をいたすものであります。

前に戻りまして、6ページの第3表、地方債補正につきましては、地方債の変更に伴う起債限度額の補正を計上いたしております。

なお、22ページから給与費明細書、地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考にご供していただきたいと思います。

続きまして、議案第36号「令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」でございます。

今回の補正額は、3,682万1,000円を追加いたしまして、予算総額は16億4,198万1,000円となるものであります。

補正内容は、普通交付税の財政安定化支援事業費の確定に伴う繰入金の増額補正、令和5年度決算に伴う繰越金の増額補正と、それに伴う国民健康保険事業基金の調整でございます。

続きまして、議案第37号「令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」でございます。

今回の補正額は7,078万9,000円を追加いたしまして、予算総額15億1,416万9,000円となるものであります。

補正内容は、包括的支援事業の委託先変更に伴う移行に要する経費を計上するほか、過年度分の国庫支出金等の返還金の増額補正、令和5年度決算に伴う繰越金の増額補正と、それに伴う国県支出金及び繰入金の調整をいたすものであります。

続きまして、議案第38号「令和6年度平生町下水道事業会計補正予算」でございます。

下水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、収入の予定額を118万8,000円増額し、5億8,664万円とし、支出の予定額も117万9,000円増額し、5億8,664万円とするものであります。

第3条の資本的収入におきましては、収入の予定額を46万1,000円増額し、4億160万2,000円とするものであります。

補正内容は、マンホールポンプのポンプ交換に係る経費を計上するほか、令和5年度決算に伴う長期前受金戻入額及び減価償却費額を補正するものであります。

続きまして、議案第39号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及びマイナンバーカードでの健康保険証利用を基本とする仕組みへの移行に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、マイナンバーを情報連携する事務について法別表第2を引用しておりましたが、法改正により法別表第2が廃止され、特定個人番号利用事務と定義されたことから、この法改正に合わせた定義づけ及び引用条文を改め、マイナンバーカードでの健康保険証利用を基本とする仕組みへの移行に伴い、個人番号の利用が必要となる事務が発生することから、これらの事務を独自利用事務として、新たに規定するものでございます。

法改正の施行が既になされていますことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第40号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、非常勤の職員に対して支給する報酬及びその支給方法について定めたものでありますが、後ほど議案第42号で説明いたします平生町災害弔慰金等支給審査委員会の設置に伴い、当該審査委員会委員の報酬及びその支給方法について規定いたしますものでございます。

議案第42号と同じく、施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第41号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、近年自然災害が多く発生する中、発災前後においては、職員に通常とは異なる状況下に置かれ、災害対応の業務に従事しなければならず、精神的、肉体的にも負担が大きくなる状況を踏まえ、これらの業務について、新たに特殊勤務手当を支給するため、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、この特殊勤務手当の名称を災害応急作業等手当とし、日額500円の支給額といたすものでございます。

災害はいつ起こるか分からないことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第42号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対して支給する災害弔慰金、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に対して支給する災害障害見舞金及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について定めたものでありますが、被災者の生活再建の促進と迅速な弔慰金等の支給が行えるよう、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、災害援護資金については、貸付利率を引下げ、月賦償還を追加し、災害弔慰金及び災害障害見舞金については、支給に関する事項を調査審議するための災

害弔慰金等支給審査委員会を設置するものでございます。

災害はいつ起こるか分からないことから、議決後速やかに施行するため、施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第43号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険法の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険法の規定に基づく罰則を引用しておりましたが、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、引用しておりました国民健康保険法の被保険者証の返還に応じない者に対する処罰規定が削除されたことから、この法改正に合わせて引用条文を改めるものでございます。

施行日につきましては、令和6年12月2日といたします。

続きまして、議案第44号「柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務及び規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する市町議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、令和7年4月1日より、柳井地域の全ての水道事業を柳井地域広域水道企業団への経営統合することに伴う規約の改正を行うものであります。

続きまして、議案第45号「田布施・平生水道企業団規約の変更について」について御説明申し上げます。

本議案につきましては、田布施・平生水道企業団規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、一部事務組合を構成する町議会の議決を必要といたしますので、定例会に御提案をいたすものであります。

内容といたしましては、令和7年4月1日より、柳井地域の全ての水道事業を柳井地域広域水道企業団への経営統合することに伴い、田布施・平生水道企業団が解散した場合に承継事務等が円滑に行えるように、事務の承継等に関する規定を定めるため、規約の改正を行うものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案につきましてはの提案理由説明を終わらせていただきますが、次の令和5年度一般会計ほか4つの特別会計の歳入歳出決算及び公営企業会計の決算の内容につきましては、友田副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに報告16件でございます。

まず、地方自治法第180条第1項の規定により指定されています専決処分事項につきまして、このたび専決処分をいたしました事項についての報告が3件ございます。

町が行った作業に起因する偶然な事故等に関する損害賠償額の決定についてであります。損害賠償の発生の原因となる事件の概要、相手方、損害賠償の額、専決処分の日につきましては、報告書にそれぞれに記載のとおりでございます。

続いて、基金に関する報告が12件ございます。

本町の12の基金に係ります令和5年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。

同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての報告が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決、あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） 友田副町長。

○副町長（友田 隆君） それでは、認定第1号から第6号の一般会計及び特別会計、企業会計の歳入歳出決算につきまして、御説明のほうをさせていただきます。

各会計の決算につきましては、監査委員の審査を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、その意見を付けて認定をお願いするものでございます。

最初に、認定第1号「令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。決算書19ページの実質収支に関する調書と監査委員の審査委員意見書3ページを御覧いただければと思います。

歳入総額は61億2,846万5,711円、歳出総額は58億650万7,720円で、歳入歳出差引額が3億2,195万7,991円となっております。

翌年度への繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が1億3,529万260円であり、実質収支額につきましては1億8,666万7,731円となるものでございます。

単年度収支につきましては、2,946万4,679円の赤字、実質単年度収支につきましても、財政基金の取崩額の増加により赤字となっております。

歳入歳出の前年度比につきましては、歳入が4.9%の減、歳出が6.0%の減となっております。

歳入におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、価格高騰緊急支援給付金事業などの特定財源である国庫支出金の減少が主な要因であります。

歳出におきましては、新庁舎整備事業のほか、災害復旧事業費などの減少が主な要因となっております。

それでは、決算書の各予算費目の順に主要な施策等の成果を御説明させていただきます。

歳入からありますが、決算書の23ページから御覧いただければと思います。

町税は、法人町民税及び固定資産税、軽自動車税の増額により、前年度比1,108万5,700円、0.8%の増加となっております。

25ページの地方交付税は、主に特別交付税の増額により、前年度比2,304万8,000円、1.0%の増加となっております。

28ページからの国庫支出金は、主に臨時交付金の減額により、前年度比2億3,522万2,813円、23.6%の減少となっております。

30ページからの県支出金は、災害復旧費や農業水路等長寿命化・防災減災事業などの減額により、前年度比1億352万5,062円、20.9%の減少となっております。

35ページの寄附金は、主に企業版を含むふるさと納税の減額により、前年度比579万9,087円、23.0%の減少となっております。

繰入金は、主に財政基金繰入金の増額により、前年度比1億6,845万6,286円、117.6%の増加となっております。

36ページからの諸収入は、主に雑入のプレミアム付き商品券販売収入の減額により、前年度比4,883万771円、42.0%の減少となっております。

38ページからの町債は、主に新庁舎整備事業費の減額により、前年度比5,893万6,000円、17.1%の減少となっております。

続きまして、歳出であります。

40ページからの総務費は、前年度比2億1,902万254円、16.5%の減少となっております。新庁舎整備事業費の減額が主な要因であります。

42ページからの情報通信費では、SNSを活用したオンライン申請の導入やビジネスチャットツールの導入など、地域と行政におけるDX推進に向けた様々な取組を実施しました。

45ページの地域振興費では、関係人口創出に向けたイタリアーノひろおシティプロモーション事業として、移住検討者向け体験ツアーやメルカートの開催などの様々な取組を展開しました。

48ページの新庁舎整備事業費では、繰越事業として旧庁舎解体工事が完了しましたが、外構整備等につきましては翌年度に繰り越して実施するものであります。

生活応援商品券配布事業費では、臨時交付金を活用し、物価高騰対策として商品券配布事業を

実施いたしました。なお、換金業務につきましては、翌年度に繰り越して実施するものであります。

50ページからの選挙費では、山口県議会議員選挙、町議会議員選挙、衆議院議員補欠選挙を執行いたしました。

52ページからの民生費は、前年度比1億2,256万2,735円、6.9%の増加となっております。価格高騰重点支援給付金事業、物価高騰対応重点支援給付金事業の増額が主な要因であります。

54ページの福祉医療対策費では、こども医療費助成制度の対象を18歳まで拡充し、全ての子供の医療費無償化を実現いたしました。

56ページの価格高騰重点支援給付金事業費及び物価高騰対応重点支援給付金事業費では、低所得世帯に対する国の緊急支援策に取り組んでまいりました。

児童福祉総務費では、低所得の子育て世帯に対する国の緊急支援策に取り組んでまいりました。

59ページからの中央児童館運営費では、トイレの洋式化等の施設の改修を実施し、児童の快適な保育環境の整備を図りました。

60ページからの衛生費は、前年度比4,473万9,514円、10.1%の減少となっております。新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減額が主な要因となります。

61ページからの母子衛生費では、安心して出産、育児ができるよう、出産・子育て応援事業、カンガルーノひらお育児応援事業を実施いたしました。

62ページの予防費では、新型コロナワクチンの特定臨時接種が継続されたため、集団接種を計4回、個別接種を町内6医療機関と町外医療機関等で実施をいたしました。

63ページからの環境衛生費では、地球温暖化対策推進基金を活用し、省エネ性能の高い家電等への買換えを助成する事業を実施し、家庭からの地球温暖化対策の推進を図りました。

65ページからの農林水産業費は、前年度比1億1,248万4,368円、38.6%の減少となっております。農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減額のほか、漁業集落環境整備事業の下水道事業への統合に伴う繰出金の減額が主な要因であります。

66ページの農業振興費では、農業振興地域整備計画の付図作成のほか、就農前準備研修事業の実施等により、新規就農者の確保、支援に取り組んでまいりました。

68ページからの林業総務費では、森林環境譲与税を活用した町内民有林の適切な管理を進めていくための取組のほか、大星山登山道の改修を行いました。

70ページからの商工費は、前年度比8,319万7,614円、62.8%の減少となっております。町内経済循環事業費の減額が主な要因でございます。

71ページからの観光費では、丸山海浜パークの施設改修をはじめ、観光客誘致に向けた取組

を行いました。

72ページからの土木費は、前年度比3,280万238円、4.4%の増加となっております。道路橋梁維持事業費の増額、下水道事業における漁業集落環境整備事業の統合に伴う繰出金の増額が主な要因です。

73ページの道路橋梁維持費では、道路メンテナンス事業補助金を活用した橋梁補修工事、社会資本整備総合交付金を活用した町道法面对策工事などを行い、道路維持管理に取り組んでまいりました。

75ページの住宅管理費では、磯崎団地外装改修工事等による施設の維持管理のほか、中村団地の解体工事などによる施設管理を進めてまいりました。

76ページからの消防費は、前年度比1,207万8,397円、4.4%の増加となっております。高潮ハザードマップ作成事業費の増額が主な要因であります。

77ページからの教育費は、前年度比1,265万6,667円、3.3%の増加となっております。小中学校における校務支援システムの導入等による増額が主な要因であります。

79ページからの小学校費の学校管理費では、佐賀小学校の外壁改修など、施設環境整備に取り組んでまいりました。

81ページの小学校費給食費及び83ページからの中学校費給食費では、臨時交付金を活用した学校給食費無償化事業、学校給食費負担軽減事業を実施し、保護者の負担軽減を図る取組を行ってまいりました。

89ページからの災害復旧費は、前年度比9,107万7,814円、64.8%の減少となっております。農林業施設における災害復旧事業費の減額が主な要因であります。

90ページの公債費は、元利償還金の減額に伴い、前年度比1,941万9,226円、3.9%の減少となっております。

諸支出金は、前年度比1,147万9,885円、10.4%の増加となっております。水道料金低減対策事業の増額が主な要因であります。

以上が、一般会計における決算概要であります。令和5年度における経常収支比率は90.6%となり、0.8%増加しております。

また、財政基金の残高は令和4年度末と比較いたしますと1億5,343万8,964円減額し、令和5年度末残高は5億4,821万8,473円となっております。

これらの主な要因は、経常経費充当一般財源の増加によるものが大きいと分析しております。

社会保障関係経費や老朽化した公共施設の維持補修費の増加、人口減少に伴う納税義務者の減少などにより一般財源の確保が難しくなることから、地方財政を取り巻く環境は予断を許さない状況にあり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、財政健全化に取り組むことが必要不可欠で

あると認識しております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第2号から第6号の特別会計及び企業会計の歳入歳出決算の詳細につきましては、それぞれ決算書等のとおりでございます。

なお、企業会計の下水道事業会計につきましては、令和5年度から公営企業会計に移行したものでございます。

以上で、歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、決算書及び附属資料、決算審査意見書等を御参考に、御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を10時15分といたします。

午前10時01分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。これをもって提案理由の説明を終わります。

----- . ----- . -----

日程第38. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第38、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

地域防災マネージャーの活動についてお伺いいたします。

地域防災マネージャーは、内閣府の定める地域防災マネージャーの資格を有し、防災、危機管理における専門的な知識と災害対応などの豊富な経験により、今後起こり得る災害に対する備えや災害発生時の的確な状況判断など、町の防災体制へのさらなる充実を図るとあります。

地域防災マネージャーは、地域へ出向き、災害発生時の対応をどのようにすればよいか、現場を目で見て現状を把握し、現実を地域の方に聞いておられますか。

平生町には、6つのコミュニティ協議会があります。宇佐木、堅ヶ浜、まち・むら、大野、曾根、そして佐賀にあります。

コミュニティ協議会では、柳井広域消防や消防団と協議し、防災訓練を行っております。地域では、炊き出し訓練を行っているところもあり、防災に関心を持っている団体です。

地域防災マネージャーは、柳井広域消防や消防団と連携して、年に数回は平生町に合った防災について話し合いの場を設けていらっしゃいますか。

先ほど申し上げましたが、コミュニティ協議会や自治会長から地域の実情を聞き、情報交換等

をされていらっしゃるでしょうか。お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

御承知のとおり、昨年10月1日付で、防災・危機管理に関する知識や経験を有する即戦力として、内閣府が定める地域防災マネージャーの証明書を有する者を総務課長補佐に任用し、防災体制のさらなる充実及び人材の補完を行いました。

地域防災マネージャーには、大規模な災害が発生した場合、本町災害対策本部において防災関係機関との情報共有や本部会議の準備・運営を中心的に担っていただくほか、本部会議における様々な決定に際して、的確な助言や防災関係機関との調整、住民への情報発信を実施する役割を担っていただきたいと考えております。

また、平時においては、災害発生時に地域における自助・共助の考えが有効に発揮されるよう、地域で実施する防災訓練のサポートなど、日頃から地域住民の皆さんに接した取組を行っていただくことで、地域防災力向上への貢献を期待しております。

今年度は、地域住民の防災への理解をなお一層深めるため、出前講座として災害図上訓練のDIGや、避難所運営ゲームのHUGといった手法を活用した図上訓練等を行うメニューを3講座増やしたほか、地域で実施する防災訓練では防災講話を行うなど、地域と連携した取組により、自主防災体制の強化につながっているものと感じております。

柳井地区広域消防組合及び消防団との連携につきましては、総務課地域安全班が担っておりますので、今のところ地域防災マネージャーと直接的な接触はありません。しかしながら、災害対応を行う上で、防災関係機関との連携は非常に重要です。地域で実施する防災訓練をサポートする際には、できる限り防災関係機関との協力連携を行うなど、平時から地域防災マネージャーと防災関係機関が、顔の見える関係を構築できるよう努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 3月の議会の一般質問の中で、細田副議長が地域防災マネージャーについて御質問され、町長の答弁の中で、地域防災マネージャーが地域へ出向き、災害図上訓練や避難所運営ゲームといった手法を活用した図上訓練を行うことや、防災訓練などのサポートに取り組むと答えております。活動に参加されて、どのような成果、結果が出ていらっしゃるのでしょうか。

それと、地域防災マネージャーの仕事の中に、先ほど町長もおっしゃられましたが、自助・共助・公助、そして最近では、防災マネージャーなら御存じだと思うんですが、近助の考えが有効

的に発揮されるような、日頃からコミュニティ協議会や自治会長の皆さんに接して、防災力の向上のお手伝いをするっていうことはできないのでしょうか。

災害時には、先ほど町長もおっしゃられましたが、リーダーとなるため、可能な限り多くの情報を得るためにも地域へ出向き、先ほども申しましたが、現実、現場、現状を確認されて、平生町に合った防災っていうのを指導していただく、そういうことはできませんでしょうか。再質問させていただきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおりでございます。私も防災については、大変、力を入れていかなきゃいけないなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、地域住民へと防災の理解をなお一層深めるためにですね、出前講座、これもう今年も何回かやっております。先ほど言われましたいろんなところに、要請があれば行っているという状況でございます。

先ほど申しました災害の図上訓練や避難所運営ゲーム等、これらを通じてですね、活用して防災訓練をやっていくよう努めたいと思いますし、防災マネージャーにおきましてはですね、おっしゃるとおり地域に出向いて、いろんな講座もやっていこうというふうに私も思っておりますので、そこにつきましては、防災マネージャーにもよくお願いをして、地域に行って防災に対する知識を町民のみんなに理解してもらえるように活躍していただくよう、私からも伝えたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 町長、ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） それでは、通告しています一人暮らしの高齢者に対する福祉施策について質問いたします。

この春、令和6年度から8年にかけての平生町高齢者福祉計画が策定されました。その中で浅本町長は、「歳を重ねることを前向きに捉え、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域をめざしていく道しるべ」として策定されたと挨拶文を寄せておられます。

本計画の背景として、65歳以上の人口割合が、令和5年10月1日現在で41.1%と過去最高となっていることがあります。それに伴い、福祉政策の充実が課題となっています。今回、その中でも一人暮らしの方への支援を質問いたします。

対象は、令和4年4月1日現在では、お一人暮らしは657人、その予備軍として夫婦2人暮らしの世帯が300世帯あります。

一人暮らしの方は、いろいろな不安を抱えて生活されています。これまでも、見守りネットワークの構築や緊急通報システムの活用、認知症への対策など、様々な取組をされているところでは。

その中の県後期高齢者医療広域連合から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を委託を受けて実行されています。その成果とこれからの取組予定もお伺いいたします。住み慣れた地域で、安心して暮らしていくための一人暮らしの方への支援メニューなど、現状と課題をまず質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

一人暮らしの高齢者福祉についての御質問にお答えしたいと思います。

人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、本町の高齢化率は、本年4月1日現在で41.4%と過去最高を更新しており、今後もさらに高齢化が進み、令和22年の高齢化率は50.4%と推定されています。また、少子化、核家族化、配偶者との離別や死別、子供と離れて暮らすことで一人世帯が増加しており、一人暮らし高齢者も増加しております。

町では、一人暮らしの高齢者について、毎年、民生委員による高齢者実態調査を実施し、令和6年度の調査において、一人暮らし高齢者数は718人となっております。実態調査では、民生委員が自宅を訪問し、対面で健康状態や生活の中の心配事、もしものときの支援に必要な情報等を聞き取り、本人の同意をいただいて町、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会で情報を共有し、連携して地域での見守り体制の整備に努めております。

実態調査の結果から、見守りや支援が必要な方を把握し、民生委員が訪問等による見守りを継続して実施しており、必要に応じて町や地域包括支援センター等に相談があり、福祉サービスや介護サービス等の利用につなげる取組を行っております。

また、町では一人暮らし高齢者等が自宅で病気やけがなどの緊急時に、簡単な操作で連絡ができる緊急通報システム機器の借上費用の一部を助成しており、8月末現在で80人の方が利用されております。

その他、地域住民と日常的な関わりを持つ民間事業者15社と、町及び社会福祉協議会が協定を締結し、民間事業者が日常業務の中で異変に気づいた際は、町または社会福祉協議会に連絡が入り、安否確認など迅速に対応することとしております。

さらに、高齢者自身が健康で生き生きと暮らしていくためには、地域コミュニティへの参加や関わりが重要と考え、いきいき百歳体操などの通いの場の普及に取り組み、身近な自治会館や地

域交流センター等を会場に、20か所で開催をされております。

今後も、民生委員等の地域支援者による見守りと、高齢者自身が日頃から積極的に地域コミュニティとの関わりを持つことで、社会的孤立を防止する一体的な取組が必要と考えておりますので、継続して取り組んでまいります。

次に、課題についてですが、見守り支援を行っていただいている民生委員は、国の配置基準である200世帯を超えて担当している地区があったり、困難な問題を抱える方の見守りが増えるなど、民生委員の負担が大きくなってきております。今後、地域福祉の担い手となるボランティア人材の育成・確保が課題であると考えております。

また、近年様々な要因により、家族の関係が希薄になることで疎外感・孤立感が増し、それにより地域との関わりを持たず社会的に孤立する高齢者が、医療や福祉サービス・介護サービスにつながらないケースも出てきております。

高齢になり、医療機関への入院や施設への入所が必要になった際には、家族の支援が必要となる場合がありますが、疎遠な家族に頼ることが難しいといった方や、身寄りのない方への対応も困難なケースが少なくなく、その対応も課題であり、町と地域包括支援センター、医療、福祉、介護等の専門職機関との連携を一層強化する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今、いろいろな取組をされているという話がございました。制度は整いつつありますけれど、その制度を使いたい人たちがどれくらい分かっているのか、その辺りも課題だとは思います。

民生委員の方もしっかり活動されていて、頭の下がる思いはしますけれど、何分、今おっしゃったように人数も足りていないと思います。

あと、入院や入所のときに保証人がいるとか、そういったことに対応できない、今事態が起きています。核家族化その他で。

一人暮らしの方はいろんな不安を持っていらっしゃいますけれど、急病やけがなど緊急事態が起きたときどうするかとか、災害のときの対応、詐欺や犯罪に巻き込まれるのではないかと、認知症が気がつかないまま進むのではないかと、いろいろあります。

その中で、最近の傾向として、孤独死や孤立死への不安が挙げられています。令和3年度版高齢社会白書によりますと、孤独死を身近に感じている人の割合は、60歳以上の一人暮らしの世帯は50.8%となっています。

また、自治体の問題としては、引取り手のない無縁遺骨が、全国の自治体に6万体制保されて

いるということです。これは令和3年10月の総務省の調べです。この9割以上が、身元が分かっているのに引取り手がありません。身寄りのない人が亡くなった場合は、自治体が遺体を引き取り火葬して納骨することになっています。これまで家族に任せていたことが、自治体が対処せざるを得ない状況になっています。

平生町では地縁、血縁が生きているのではと期待していますが、現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたしたいと思いますが、本町で身寄りのない方が亡くなった場合ですね、これは墓地、埋火葬等に関する法律に基づき、町が火葬を行っております。葬祭費用につきましては、町で一旦立て替え、行旅病人及び死亡人取扱法に基づき、県に費用の要求を行っております。

平生町で身寄りがなく亡くなられた方は、令和元年度以降に身寄りがなくて身元引受人不在により、町で火葬を行った件数は6件で、うち65歳以上の高齢者は4件となっております。

いずれにしても孤独死・孤立死がないように町といたしましても、引き続きそのような対策も考えてやっていきたいなというふうに思っております。

今、町内で身寄りのない方たちが亡くなったのは、令和元年度以降は6件ということでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 今、6件のうち4件が高齢者だったというお話でした。

安心して生きるには、安心して死を迎えることができる環境を整えることが、今求められています。死ぬことの話は、これまでタブー視されてきました。しかし、住民自身が望む最後を実現するための取組が各地で始まっています。

県内でも周南市が希望者に葬儀の生前契約や延命治療への意思など、10項目の中から選んで登録する制度があります。いろんな終活支援、死後のサポート体制をしているところもございます。このことで、空き家対策につなげている自治体もあります。

このサポート体制が、先ほど町長も必要とおっしゃっていましたが、しっかりしたサポート体制を構築することが、今から求められていると思いますので、その辺りのことをよろしくお願ひして、この1つ目の質問を終わります。

それでは、2番目の平生町の日制定は考えられないかを質問いたします。

今年の夏の盆踊りも各地域で盛況でした。里帰りした人が、子供を連れて楽しそうに参加された姿が印象的でした。この日を目指して、ふるさとに帰省して友人、知人に会うのを毎年楽しみ

にしていると話されていました。久しぶりの地区のにぎわいに心が温かくなりました。

年ごとに人口が減少し、活気が薄れていきつつある現状を何とかしたいと、常日頃から考えています。この盆踊りのような、みんなが集まり楽しめる行事が必要だとつくづく感じました。

各地域地域で、地区地区でのそういった行事ももちろん大切ですけれど、平生町全体で同じ方向を見て、平生の明日を考え行動する日、そんな日の創設が待たれていると思います。

現在、町外に住んでいる人でも、ここで生まれ育ったふるさとだったり、祖父母の家があったりで平生に縁のある人たくさんいると思います。そういった方には、平生町に思いをはせる日とするわけです。

私が卒業した大学には、ホームカミングデーとして、毎年、卒業生へ大学から招待状が届きます。行くことが叶わなくても、懐かしい学びやのために協力できることがあればと思っている卒業生は多いものです。それと同様に、自分のふるさとを応援する機会が多いほどうれしいものです。

町内外の人が、心を合わせてふるさとを盛り上げていく日として、平生の日の制定は考えられないのでしょうか。

日本では、全国で一律に定められている休日のほかに、都道府県や各市区町村で制定している記念日があります。この9月7日には、ふるさと全国県人会の祭りが名古屋で開かれました。36道県人会が特産品の販売や出し物で盛り上げ、2万5,000人の来場者でにぎわったと新聞記事に出ていました。

条例で制定された記念日を祝うことは、地域に対しての愛着と誇りを持ち、郷土愛を醸成することにつながります。郷土の魅力をアピールするふるさとの日としての平生町の日を制定する考えはないか、質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町の日制定についてお答えをいたします。

全国では、自治体が記念日を制定して、地域の活性化を図る取組が行われている事例がございます。自治体の記念日を制定することは、生まれ育ったふるさとに対する思いを育み、地域への愛着を高めるきっかけとなり、その地域の魅力や元気を広く発信できることにつながることも考えられます。

制定の手続は条例等で制定するもの、また記念日を認定する団体に登録する形もあるようでございます。一般社団法人日本記念日協会によると、2015年3月28日現在で、何らかの記念日を制定している都道府県は27都府県となり、全体の約57%に当たります。

記念日の名称としては、県民の日など、そこで暮らす人々の日を名称にした記念日が多いとのことでございます。ただ、山口県や近隣自治体においては、記念日の制定はなされておられません。

現在、平生町においては、イタリアーノひらおシティプロモーション事業など地域活性化を図る取組を行っておりますが、記念日の制定については特段、取組を進めていない状況です。

今後につきましては、平生町の日の制定が平生町の魅力を発信する手段としてどのような効果が見込めるか、また既に制定している自治体がどのような状況なのか、情報収集するなどして、平生の日の制定に対して検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（１２番 細田留美子さん） 今、いろんな効果がどのようにあるか、そして山口県は制定していないけれど、よそもどういったことをしているか聞いてみたいという町長のお話でした。

神奈川県でも、県民の日はありませんが、県内１９の市町が記念日を制定しているとのことです。この記念日はどう使うかによって、大きな起爆剤になると私は考えます。

来年には、平生町制７０周年を迎えます。その機会に、ぜひ平生町の日を制定し、平生町内外にそれを知らしめる機会にはいかがでしょうか。そして、次年度からは、ふるさとまつりとして取り組まれたらと提案いたします。

以前、平生町ではふるさとまつりとして、夏の陣の十七夜と秋の陣の文化行事がございました。町内事業者の出展や生涯学習のグループ発表や舞台でのイベントなど、たくさんの人が集まり盛況でした。この盛況だったことが、私には忘れられないのですが、本当に人口が減って、町内が寂しくなりつつある、十七夜もなくなったりして、寂しくなりつつある今だからこそ、平生町の日を、別の名前でもいいんですけど、ふるさとの日を制定してほしいと思います。

今回の文化行事では、学校を出校日にして取り組まれると聞いております。今、小中学生のボランティア活動に、すごい力を入れていらっしゃいます——教育委員会は。その中で、地域との触れ合いで郷土愛を育む大きな機会になるのではないのでしょうか。

１１月にある大野みんなのまつりでは、中高校生たちが自ら企画運営に携わり、まつりを盛り上げてくれます。たくさんのこれがやりたい、あれがやりたいという思いをみんな持っていて、高校生中学生が参加してくれる。そうすると地域のみんなども若い人たちからエネルギーをもらえる。そういったいい取組を今されていますので、それを進める機会にもなると思います。

県民の日とか、そういったときには、学校を休みにするところもあるんですけど、平生町においては、もし文化行事のときに——今の１１月の最初の土日にできるのなら、そのときを児童生徒の登校日にして一緒に活動する。休みじゃなくて、一緒に活動する日にするという案を、私はちょっと今胸に秘めているんですけど、そういったことでマスコミにもすごく取り上げられると思いますし、子供たちにもいい機会になりますし、大人たちも子供たちの元気をもらえる。小さい頃からそういった郷土愛を育むことで、大人になっても平生町のために何かしたいな、何かできないかなとか、平生町にこのまま住みたいなと思えるような、そういった平生町の日を

1つの核としていただけたらと思うんですけど、町長としてはどのような見解をお持ちでしょうか。重ねて伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町の日でございますけど、一番多いのが記念日ですから、多分合併した日、そうすると1月1日になるんですよね。1月1日に平生町の日って作ったって、誰も興味沸かないと思います。

ただ、秋にはたくさんの行事たくさんございます。ただ、これをまとめるというのは、なかなか日程上難しい面もあるので、秋よりもやっぱりお盆と正月に近いところに、帰って来られる方が多いというふうに思うので、その辺で何かできればいいのかなというふうに思っています。

どういう形がいいのかも含めて、町民の皆さんの意見も聞きながらまとめていきたいなと思っていますし、先ほど言われました十七夜まつりはなくなりましたが、今からそれに変わるものということで、今、商工会のほうにも投げかけておりますので、違う形で、その辺だったら盆に近いから少しは平生に帰って来られる方も出てもらえるかもしれませんので、そういうことも含めてちょっといろんな皆様の意見も聞きながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 盆とお正月というお話でした。盆は各地域でお祭りがあって、その地域の盛り上がりがあります。いろんな祭りを1つにまとめるのは、とても大変だというお話もございました。

その辺りの調整が可能ならば、ぜひ平生町の日、その平生町の日の中で例えばイタリアーノひらおなら、イタリアーノひらおにちなんだ名産とか、いろんなイベントとか、そういったものも含めて発信できたら、町内外に知らしめることができれば、とても大きな効果があるのではと思っています。

Jターン、Iターン、Uターン、いろいろ人を集める、交流人口とか、いろいろ施策はございますけれど、平生町に縁のある人に向けたそういった平生町の日のような催しは、大変効果的だと私は考えておりますので、ぜひ、その辺りも進めていただきたいと強くお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を11時、11時といたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 通告のとおり質問します。

平生町では、太陽光発電施設が年々増加しています。そこで、太陽光発電施設設置者と地域住民が良好な関係を保つために、現在どう取り組んでいるかを2点質問します。

1点は、太陽光発電施設を設置する前の調査内容と、設置後の対応についてです。農地の場合と農地以外の場合で違いがあればお願いいたします。

1、太陽光発電施設を設置する際の相談窓口はどこか。2、現在の施設数は、面積に置き換えるとどれくらいでしょうか。3、苦情やトラブルなどの問合せはありますか。あれば何件くらいあるのですか。4、設置数が増加しているようだが、要因は何だとお考えでしょうか。

以上を伺います。

2点目は、住みよいまちづくりのために、設置後共存していくには、周辺住民への説明と所有者等が容易に分かる仕組みづくりが必要だと考えますが、どのように実践しているのですか。

また、今までの設置、これからの設置する場合、周辺住民への周知徹底をどのようにしていくのかお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 吉岡農業委員会事務局長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 太陽光発電施設を設置する場合の御質問をいただきました。

まず、私のほうからは、農地の場合についてお答えをさせていただきます。

農地を太陽光発電施設に転用する際は、農業委員会に農地転用の許可申請書を提出いただきます。申請前には、申請者が県外の事業者であることが多いことから、事前に設置地域の営農ルール、この確認やフェンスの設置位置など、周辺住民に十分説明、また、話し合いをするように項目を具体的に示してお願いをしております。

これは、法令等の定めのない同意や書類の提出を、農業委員会が義務的に求めることが難しいため、後々トラブルになることがないように、事業者へ事前をお願いをしているものでございます。

申請書提出後は、担当地区の農業委員、農地最適化推進委員によりまして、汚水・排水の有無や土砂流出の懸念など、主に営農への支障の有無、こちらについての確認が行われまして、その結果をもって農業委員会総会で審議が行われます。

こうして、これまで太陽光発電施設への転用案件として総会で審議したものは、平成24年度以降、令和5年度までの12年間で延べ461件、面積にして約71ヘクタール余りとなります。

農業委員会での審査の後、町へ進達されることとなりますが、その後、農地転用の許可となれば、申請者へ許可書を交付することとなります。

交付の際、併せて手交する文書には、工事中に破損した道路や農業施設の原形復旧、それから工事完成後の維持管理、こちらについて適切に行うよう記してございます。

設置後の問合せにつきましては、月に1、2件寄せられております。内容は様々でございますが、農業委員会として解決できるものであれば、対応させていただいておりますし、その他のものも助言をさせていただいているというのが現状でございます。

申請数につきましては、平成30年度をピークに減少しておりましたが、令和5年度に再度増加に転じております。

これは、太陽光発電施設の設置の引き金ともなったFIT法、この認可を要さない案件が増加したためと分析しておりますが、申請書に書かれた農地の譲渡人の理由欄には、遠方に住んでおり今後も耕作する見込みがない、高齢になり後継者もおらず耕作が継続できないといった理由が多数を占めており、これが太陽光発電施設が設置される大きな理由ではないかというふうに考えております。

農業委員会の主な業務は、農地利用の最適化であり、農業を活性化していくことにあります。会としても、ここ最近の太陽光発電施設への転用件数の増加が、農業に及ぼす影響を危惧しているところであり、県組織となります一般社団法人山口県農業会議としても、県へ対しまして食料の供給という農業本来の役割が発揮できる政策の実施や、太陽光発電事業者へ適切な指導ができる仕組みについて意見をしているところでございます。

農業委員会としては、今後も太陽光発電施設の設置により、周辺農地の営農に支障が生じないように、適切に業務を遂行していきたいと考えておりますし、現在、太陽光施設への農地転用に起因いたしまして、農業ができなくなったなどの事案があれば御相談をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 太陽光発電施設に関する町の対応等についてお答えをいたします。

まず、町の窓口についてですが、太陽光発電施設設置前など、事業者が行う周辺住民向け説明会に関する事業者の相談窓口は環境政策室としています。ただし、これは説明会の対象とする住民の範囲に対する内容のみであり、法に基づくものであります。

また、住民からの生活環境に関する相談についても、環境政策室を窓口としております。昨年度は、太陽光発電施設の敷地から、住宅地へ雑草等が越境しているといった相談が1件ありましたが、それ以外はほとんどない状況でございます。

次に、太陽光発電施設の設置数ですが、経済産業省のサイトでは面積までは出ておりませんが、令和6年7月31日現在の出力20キロワット以上のF I T、F I P認定情報での平生町内の施設は、505か所が公表されております。

最後に、太陽光発電施設の数の増加の要因についてであります。3つの要因があると考えております。1つ目は、国がカーボンニュートラル実現に向けて、太陽光発電施設を推進しF I TやF I P制度によって事業を支援していることです。2つ目は、日照時間が長いという地域特性、そして、3つ目は、用途地域内の管理に苦慮されていた休耕田等の所有者と土地を求める発電事業関係者との利害が一致したことと思われます。

以上の要因により、現在の太陽光発電施設の数に至っていると捉えております。

それから、住みよいまちづくりに向けて共存していくには、説明と所有者等が容易に分かる仕組みづくりが必要なのではないかということですが、質問で議員がおっしゃられたとおり、太陽光発電施設の設置事業者と地域住民が共存することは、今後の住みよいまちづくりにおいても非常に重要でございます。

共存の第一歩としての事業者からの住民への説明についてありますが、国では再生可能エネルギー特別措置法により、令和6年4月1日から地域住民への説明会を従来の努力義務から認定要件に変更しました。これによりまして、F I TとF I Pの認定を受ける一定の再生可能エネルギー発電事業については、周辺地域の住民に対しての説明会の開催や事前周知が徹底されるようになりました。

この説明会・事前周知に係る周辺地域のどこまでの住民を対象範囲とするかといった内容につきましては、国が定めている範囲を基準とした上で、事業者が市町村に対し事前相談をすることとなっております。

太陽光発電施設が設置された後の相談窓口については、農地転用等に起因する問題は農業委員会が対応し、生活環境に関する相談は環境政策室が窓口となります。両者は担当席も近くでありますので、今後も連携を図りながら対応していくこととしておりまして、住民の方がどちらの窓口にお越しいただいても相談内容に応じてお受けする体制を整えております。

また、太陽光発電施設の所有者が容易に分かる仕組みについてですが、F I T・F I P制度では、管理者等の連絡先を示す標識の掲示が義務付けられております。この看板や御不明であれば、一定の太陽光発電施設については、経済産業省が運営する再生可能エネルギー電子申請サイトで公表されている所有者等を確認することもできますので、お困り事等がありましたら、窓口へ御相談いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（５番 中本 敦子さん） 水田には水利権などがついています。農業委員会では、農地転用をするとき水利権もついて回ると思うのですが、施設設置の際、管理体制はどうなっているでしょうか。水路をきちんとしていないと、どこで災害が起こり、そういう危険性も控えておりますので大事なことだと思います。これが軽視されているようにも感じております。

最近の話です。農家の人が、すぐ上の田の耕作者が太陽光施設を設置するという。そうなったら水路の管理も、年は取るし、１軒では水路の管理は無理なので、米を作るのもあと２年ぐらいしか作られんのかなと言っていました。荒れるであろうことを嘆いておりました。

いろんなケースがありますが、私の近くでもここ最近、４軒の農家が米作りを辞めました。太陽光発電設置で、周辺地域の住民等の生活環境に影響を及ぼすことがないように、事業者と共存していくためにも、必要な指導及び助言をしていただけるような要綱はできないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 吉岡農業委員会事務局長。

○産業課長兼農業委員会事務局長（吉岡 文博君） 水利権等に絡む水の管理についての御質問をいただきました。

水の管理につきましては、水は農地転用する場所だけではなく、下流域への影響もあることから、非常に重要な問題であるというふうに考えております。

その水のルールでございますが、こちらにつきましては、地域個々で異なっておるというふうに認識をしております。これは、昔からの慣例に基づくものがほとんどでございます、農業委員といえども、勝手にこの水の流れというのは決められるものではございません。

そのために、農地転用の許可申請を提出される前にですね、先ほども申しましたように、しっかり関係する住民の方と話していただくように、事業者のほうにはお願いをしておるという状況でございます。

こうした話合いが行われた結果、一定の決め事というのがされるようになると思うんですが、この決めたことがきちんと——例えば履行されていないでありますとか、そのことによって周辺農地が農業ができなくなったというような問題があればですね、農業委員会のほうへ御相談いただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 指導、助言に関する要綱についての質疑がありましたが、答弁はいかがでしょうか。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 太陽光発電施設と地域が共存していく、あるいは一定の規制をしていく目的での条例の制定等については、これまでも議会から御意見をいただいているところでございます。

田布施町では、令和2年度から太陽光発電設備設置管理に関する要綱を策定されておりまして、今回9月に太陽光発電の届出事項や追加や、国のガイドラインに沿った形の改正をされております。

本町におきましても、このような近隣市町の取組状況やその成果を検証し、太陽光発電事業者と周辺住民が共存できる住みよいまちづくりのため、そういう要綱等も含めて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） ありがとうございます。今、町長の御答弁で前進するかなと思いました。

困り事がないのではなく、役場へ言うてっても駄目という声のほうが大きいので、たった1件しかないんだろうと思います。

私は、1件以上、数多く話は聞いておりますので、誰からでも気持ちよく気持ちが伝えてもらえる、そういう状況にあれば、皆さん困ったよって言ってくれる、雑談の中にもくみ取るいいお話が、平生町を守る、平生町のためにプラスになる話があるんじゃないかと思います。今の御答弁で、前向きに進めるということで、ありがたくお伺いしました。

それでは、2番目に農業振興についてです。

野山は竹や木が広がり、農地は荒廃が進み、道路は管理する人がいなく草木で道は通れない現状です。テレビのスイッチを入れれば米がない。災害や猛暑で野菜・果物は物価高騰。既に生活は今までより大変です。

これからの日本の農業は、人口減少、担い手不足などもあり、米作りには金をかけず大量生産をして、人口を増加する諸外国へ輸出する検討案がニュースに流れました。基盤整備の進まない平生町農家としては、大変残念な気持ちですが、将来に夢を持って頑張っている農家や住民もいます。残された田畑を、高齢者や女性たちに自家消費できる野菜栽培などへの農業指導を、趣味と実益を兼ねた新しい農業政策で、少しでも荒廃農地が減ると思います。少しでも活性化の期待はできないか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町の農業活性化のための御提案をいただきました。ありがとうございます。

議員御指摘のとおり、農業の担い手不足により町内農地は減少の一途をたどっております。そのため、町ではこの傾向を少しでも緩やかにするため、本町農業者の大部分を占める小規模農業者への支援を講じることといたしており、そのことは第五次平生町総合計画の中でも掲げており

ます。

具体的には、小規模農業者の負担軽減のため、農機具の移動経費の補助を行うことや、新たな作物としてイタリア野菜の振興を特産品センターとともにやるなどしておりまして、少しずつありますが、取組を進めているところでございます。

特にイタリア野菜の振興については、定年帰農者を対象に勉強会なども実施いたしました。ちょうどコロナ禍と重なり、多くの参加はいただけませんでしたが、それでも、その後の振興の一助となったと感じております。こういった勉強会や費用や日程調整等、いろいろと煩雑な手続きも出てまいります。御提案いただきましたように、地域でそういった取組ができるのであれば、講師を外から招いてこなくても、高齢者の生きがい対策になるだけではなく、地域の農地を維持することにもつながることになり、良策であるというふうに感じているところでございます。

高齢者が生き生きと自分がやってきたことを他の人に教えるということは、大変すばらしいことだと思っておりますので、そういう形で町も対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（５番 中本 敦子さん） 町長さんのお話を伺いました。高齢者、若者、女性が農地に親しみ、日常生活の安定、認知症、健康管理など、長寿のまち平生町を守り続ける利点が、町長さんが言われたようにあると思います。農地に親しむこと、環境問題、住みよいまちづくりなど、大きな見地から町全体で行政、ＪＡ、農家が手を組み、協力し合い、即実行できる方法は考えられませんか。目標に終わらないで実践してほしいと思います。再度お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

おっしゃるとおり、農業に関係される全ての町内の皆さんと連携をとって、今後の平生町の農業をいかに進めていくことができるかも含めてですね検討して、結果が出ればいいなと思っておりますので、十分、平生町の農業を支えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（５番 中本 敦子さん） 期待しています。ありがとうございました。

以上で、質問終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（１番 原 真紀さん） 通告に従って質問させていただきます。

平生町で安心して暮らすために。

現在、平生町内の田んぼや畑でお米や野菜を作られて、特産品センターに出荷されている方は30歳から90歳代の方で、登録者数は138名いらっしゃるそうです。私も出荷登録をしました。ですが、なかなか出荷するほどの量が作れず、ほぼ自家消費で終わっています。それでも、家族のためにお米や野菜を継続して作っていきたい、そう思っています。

平生町は、環境保全型農業を生かした取組をされています。その野菜たちの販売先の1つが、ひらお特産品センターです。

私は産後4か月ほどで平生町へ移住してきたので、すぐに野菜作りができず、特産品センターで野菜をよく買わせていただきました。食べることは、私たちの命につながるということをしずっと意識してきましたので、農薬や化学肥料が使われていない野菜の区別が分かりやすい表示で販売されている、そのことがとてもうれしかったことを覚えています。

私はこの平生町で暮らして、やっと10年が過ぎました。これからも、ここで暮らしていきたいと思っています。そして、同じ町内に暮らす方も、同じように子育てをしていく方も、同じように年を重ねていく方にも、安心して暮らしてほしいと願っています。

ここで暮らしていくためには、できるだけ町内で食材が賄えることも1つ大切なことだと思います。物流だけに頼っていると災害、物流の乱れ、海外の情勢の変化などで途切れたときに孤立してしまいます。その点、地元食べるものがあるということは、心強いことだと思います。

今、スーパーでのお米の品薄が報道されていますが、特産品センターにはたくさん並んでいます。これも地元の農家さんのおかげです。

また、輸送コストがかからない分、安全安心な食べ物が手頃な価格で入手することができます。

私は、平生町に暮らしてみても、小さい面積でも工夫され、多くの品種を農家の方が作られていることをありがたいと感じています。

質問いたします。

1つ目、現在の農業生産者の状況は、どのように把握されていますか。2つ目、平生町の安心を届ける看板の1つであるひらお特産品センターの活性化のために、町の支援内容はどのようなになっていますか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町におけます農業生産者は、2020農林業センサスによれば、農業経営体数が130経営体、基幹的農業従事者の平均年齢が75.1歳となっております。これは、前回調査と比較して経営体数は約6割に、平均年齢は2.5歳上昇している状況であり、担い手不足や生産者の高齢化が深刻な状況となっております。

議員御指摘の農業の担い手不足、生産者の高齢化については、全国的な課題ではありますが、

本町においては、県下でも早いスピードでその傾向が進んでおります。農産物の価格低迷などにより、農業が産業としての魅力を失うなどの理由により、地域における若年層減少と農業離れが進んでおり、農業を継承する後継者が不足している状況です。

このため、農業技術や知識の継承が難しく、地域の農業の持続が危惧されている状況でございます。このことは、町の主たる作物である水稻の作付面積が、この10年で半減し、令和5年度には82.5ヘクタールとなっていることから伺えます。

このような課題に対して、町では県やJAなど関係機関と連携して新たな担い手確保対策を行っているほか、町で多数を占める兼業農家維持対策として、農機具の移動費用の補助なども行っているところでございます。

さらには、高齢化が進む集落での農地の維持、担い手の確保対策として、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度の維持、継続にも取り組んでおります。

また、町では、現在地域における将来の農業の姿を描く地域計画の作成に向け、各地区で座談会を行っております。

この地域計画とは、地域の農地を残し農業を続けていくことを目的に10年後の耕作者を決めていこうというものです。現在の町の状況からすれば座談会では、いろいろと厳しい意見も出てまいります。こうして自分たちで将来の地域農業の姿を協議することが重要であり、意味のあることだと考えております。

今後も、これまで町が行ってきた取組を継続することと合わせ、町と地域が一体となって本町の農業振興に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続いて、特産品センターの活性化についてでございます。

特産品センターの令和5年度の出荷登録者数は151人、売上げ実績は約1億2,000万円でございまして、令和2年度以降年々減少しております。これはコロナ禍における減少から、依然として回復していない状況もございますが、主な要因は生産者の高齢化、新たな担い手不足による販売商品の減少であろうかと伺っております。特産品センターの活性化に向けては、現生産者が継続して出荷できる体制の維持と新規出荷者の確保が課題であり、これまでも特産品センターと共同して新規出荷者の募集や集荷体制の検討などを行ってまいりましたが、なかなか効果が現れていないのが実情でございます。

また、販売戦略の支援として、これまで環境保全型農業への支援のため、堆肥購入の助成や特産品センターの取組を全国にPRする発送用段ボールの作成のための助成、さらには令和3年度からは特産品センターでイタリア野菜を販売することに対する助成を実施しております。

このイタリア野菜の助成事業は、令和2年度に外装をトリコローレカラーとし、まちのランドマークとなった特産品センターで、差別化した商品を販売するというもので、開始以来、年々売

上げも伸び、順調に推移しているというふうに向っております。

今後も、こうしたイタリアーノひらおの推進と合わせた活動の特産品センターと共同で行うことはもちろんでございますが、町の農業の基幹施設としての特産品センターが今後も活性化していくことができるよう、役員の方ともしっかり協議を行いながら有効な支援策の検討について行ってまいりたいというふうを考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） いろんな施策を考えていただいて、町民のために尽力していただけていることが伺えました。ありがとうございました。

再質問いたします。

令和7年度2学期からとされている田布施町学校給食センターで共同で作られる学校給食においても、平生産の野菜やお米を食材として納品する仕組みづくりを、ぜひ叶えたいと考えています。

繰り返しになりますが、食べ物は私たちの命をつくっています。学校給食の食材は、誰がどこで作ったのかが分かるものを届けること、子供たちにとって必要な1つの食育だと考えています。そして、平生町の食料自給率を上げていくことを提案したいと思います。

ひらお特産品センターに、地域おこし協力隊を2名から3名を継続して募集し、農家さんとのつながりや農業の普及、生産活動などに力を貸してもらうことはどうでしょうか。

3つ取組があることを紹介したいと思います。

島根県の邑南町では、地域おこし協力隊として農業研修生を募集されています。農業に興味があっても何から手をつけたらよいか分からない、そんな方でも、邑南町では3年間で就農に向けた技術、経験、経営感覚、地域関係を身につけてもらえるような研修を用意して受入れ体制をとっています。現在20名の方が協力隊として活動されていますが、そのうち11名の方が農業研修生おーなんアグサポ隊として関わっていらっしゃいます。

邑南町では、これまでに多数の隊員を受入れ、50人を超える方が任期後も町内に定住されています。

また、2023年3月に、同じ山口県の長門市では、農業を若者が参入しやすい成長産業にすることを目的にオーガニックビレッジ宣言をされました。現在、株式会社維里が集落に移住を決め、日置地区の畑集落と協力して耕作放棄地を解消し、自然栽培を主体とした農業に取り組むことになっています。隊員の受入れについては、支援団体のある日置地区がバックアップし、具体的な農業研修は維里で行っています。

集落の自治会長、副会長をはじめ、多くのサポーターが隊員の活動を支援する、そういうチー

ムが作られています。

九州、大分県臼杵市は、市が有機農業を推進しています。自然環境に恵まれ、子育て支援や移住・定住促進などにも力を入れています。2016年からは、地域おこし協力隊の制度を利用して、新しく農家になりたい人を募集しています。これまで14人が協力隊として採用されました。そのうち6人が卒業後も定住し、5人が現役の協力隊として活動しています。

移住支援と地域情報のSMOUTには、農業初心者でもやる気があれば大丈夫、30年以上有機農業を実践してきた現役農家が、ゼロから農業の技術や経営ノウハウを教えます。収穫した野菜をきれいに調製し、重さを量って袋詰め、値段付けをして出荷し販売する、こうした仕事を現場で体験しながら、学ぶことができると掲載されていました。

今、3つの事例を紹介しました。

行政規模や所有する農地などには差があるかもしれませんが、それでも、このような取組を始めてみることは有益だと考えます。

農林水産省は、みどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村を支援しています。2025年までに、100市町村でオーガニックビレッジ宣言を創出することを目指されています。令和5年度までに93、令和6年の8月30日現在で129市町村となったそうです。

みどりの食料システム戦略推進交付金は、交付の目的のところに、みどりの食料システム戦略に基づき各地域の状況に応じて、環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図ることを目的とするとあります。なので、私たちが暮らす平生町でも、持続可能な農業のために、こういうことが活用できないでしょうか。

また、全く農業を知らない、それでも平生町で暮らしながら農業をやっていきたい方がいらっしやれば、それはこの町にとっての宝物だと思います。そういう方が来ることを前提で準備しておく。例えば、防府市にある山口農業大学が開催している新規就農者向けの研修会も開かれていますので活用してみる。これは平日に3日ほど、年間5回の開催があるそうです。これらと協力隊の方の力を貸してもらって、平生町の食料自給率を上げていく施策を考えていくことはできないでしょうか。

また、今、都市部で暮らす方が転職や定年後のタイミングで、平生町にUターンを考えるきっかけにもなるのではないかと思います。

特産品センターとして、学校給食の食材を納品したいけど、入札の際に野菜の量が確保できないので継続できないという声も聞いています。農家の方が安定して農業を続けられるように、町から野菜やお米の価格に対して補助はできないでしょうか。

質問をまとめます。

平生町の食料自給率を上げる新たな施策を考えることはできないか。2つ目、地域おこし協力隊を農業の担い手として活用することを考えてみてはどうか。3つ目、そのために国が提唱するみどりの食料システム戦略を活用できないか。4つ目、ひらお特産品センターの野菜やお米の価格に対して、町から補助はできないか。

以上です。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、お答えいたします。

自給率の向上でございますけど、どういう策ができるのかということも含めてですね、自給率を上げていけるやり方というのは、いろんなことを考えてやらないといけないので、今ここでこういうことをやりますということは、お答えはできないと思いますが、自給率を上げていくということは、私は大変いいことだと思っておりますので、それに対してどのような対策ができるのかは、今後検討してまいりたいと思います。

それから、地域おこし協力隊でございますが、ただいま農業の関係では、オリーブ関係でお2の方がいらっしゃいます。オリーブだけでなく、特産品も検討してもらっておりますので、この2名がおります。

おっしゃられるのは、農業本体、農業本体というところなんですけど、農業に従事する地域おこし協力隊ということでございますので、こういうことを手伝ってほしいということをちゃんと明記して募集をかけないといけないので、そこも含めてどういうことが考えられるのか、どういう地域おこし協力隊が必要なのかということも含めてですね、これは検討してまいりたいと思います。

国の施策につきましては、それに合ったような対応ができるのかどうかも含めて、これは担当課のほうでできるかできないかも含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、入札の際に対する財政的な対応ということでございますが、これについてもなかなか、制度があって、そういうところに例えば補助金とか出せるのかどうかも含めてですね、検討をする余地はありますが、ちょっと難しいかなと思いますけど、でも、そういうことができるのかどうかを含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（１番 原 真紀さん） 再々質問いたします。

日本農業新聞の今年の４月６日の記事に、２０２３年度の総務省の発表によると、全国の地域おこし協力隊の隊員数が、前年から７５３人増え、過去最高の７，２００人に達したそうです。この増加は、若者を中心とした田園回帰の流れが続いていることが背景にあり、また、これまでの累計では任期を終えた隊員の数が、初めて１万人を超え１万１，１２３人に達したそうです。

特に注目すべき点は、任期終了後も６４．９％の隊員が活動地やその近隣の地域に定住していることです。そして、その中の約１割が就農しており、地域おこし協力隊制度が新規就農者を生み出す重要なルートとして機能していることが明らかになっています。

過去５年間に任期を終え、同じ市町村に定住した隊員の活動を分析したところ、約４６％の方が起業され、農家レストランや民宿、農産物の通販など農業関連ビジネスに取り組んでいることが分かっています。

協力隊の制度を１つの就農のルートとして定着しているということを強調するように記事は書いてあるんですが、先ほど町長が検討していくというふうにおっしゃっていただいたので、地域振興課の方と、それから産業課の方と、どういうふうに平生町の中でできるのか検討してもらいたいのもそうなんですが、やっぱり町民の方は、先ほど中本議員もおっしゃったんですが、高齢化で担い手不足が心配されるっていうそこだけよりも、新しく何か今チャンスがあるんかなら思っているらしいです。その声が私に今届いています。なので、今後も安心して暮らせるように、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） ここで休憩をいたします。再開を１３時、１３時といたします。

午前１１時５１分休憩

.....

午後１時００分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

それでは、一般質問に戻ります。原真紀議員。

○議員（１番 原 真紀さん） ２問目を、通告書に従って質問させていただきます。

上関町における使用済核燃料の中間貯蔵施設計画について、先月８月２日で上関町における使用済核燃料の中間貯蔵施設の立地調査を上関町へ中国電力が提案し、調査を受入れ早くも１年を迎えました。現在４月２３日から、所有地でボーリング調査を行っています。

質問１、柳井市、周防大島町、田布施町、平生町の１市３町の首長会議では、５月８日以降、今どのような報告や議論がなされているのでしょうか。町民の方の不安や心配する気持ちを一つでも軽くしてもらいたい、そのことに首長の方々がどう向き合って、どんなお話をなさっている

のか教えてください。

質問2、3月議会で質問した事業者以外で、使用済核燃料の中間貯蔵施設について問題点を指摘している有識者からの話を聞く機会について、町長は多方面からの情報収集や国や県への要望を検討することと答弁いただきました。その後はどう進んでいますか。

質問3、国や県、事業者からの使用済核燃料の中間貯蔵施設についての説明の予定はありますか。6月議会で、説明は上関町から先にと御回答がありましたが、国や県、また事業者である中国電力からの説明は、住民へ、調査期間中であっても開かれるべきと思います。昨年の12月議会で、「町民や議会に対しても丁寧な説明をするよう責任ある対応を求めたところ」と御答弁いただいています。上関町の町民や周辺自治体に暮らす方が受ける説明は、必要に応じてなされるべきです。

質問4、青森県六ヶ所村の使用済核燃料の再処理工場が、2024年上期のできるだけ早い時期に完成とされていたが、今年9月中の見通しも立たず、日本原燃は8月23日に今年度上期のできるだけ早期としていた完成時期を、約2年半後の2026年度中に延期としました。着工以来、31年たっても完成していない、また、同じく建設中のMOX燃料工場の完成時期も、今年度上期から8回目となる延期を伝えました。約3年半後の27年度中の完成を目指す方向で調整しているそうです。

この状態が続けば、仮に上関町に使用済核燃料の中間貯蔵施設ができたとしても、金属キャスクの耐用年数である50年以内に持ち出す場合、活用する場所がないので永久に貯蔵しなくてはいけなくなる、今そういう状況です。

これについて、町長の見解はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

上関町の中間貯蔵施設につきましては、柳井地区広域圏の柳井市、周防大島町、田布施町の首長と連携し、1市3町による首長会議を開催し、対応方針などについての協議を行っているところでございます。

昨年11月13日に第1回の会合を持って以降、近隣自治体として、また上関町を含む柳井地区広域圏の構成自治体として、この問題に向き合っておりましました。

直近の開催となった5月8日に、柳井市役所で行った協議では、1市3町のそれぞれの状況などについての情報共有、意見交換を行っておりますが、それ以降においては開催していない状況でございます。

中間貯蔵施設建設につきましては、現時点では、上関町に立地が可能かどうかの調査が行われている段階であります。このことについて、柳井地区広域圏の構成市町における連携協力の重要

性については、それぞれの首長において共通認識を持っておりますし、上関町長からも随時情報の提供をいただいております、そのことは1市3町でも共有をしております。

今後の推移を見極めつつ、多方面からの情報収集や国や県への要望を検討することについても、必要に応じて1市3町の首長が集まり、協議をしてまいりたいと考えております。

説明会などの予定につきましては、今までも申し上げましたとおり、中間貯蔵施設建設に対する安全性への様々な不安や懸念があることから、中間貯蔵施設に関する情報を得る機会は確保されるべきであると考えております。

そのため、国や中国電力から説明と責任ある対応がなされるべきであるとの考えは変わっており、しかるべきタイミングでの説明の機会が持たれるものだと思っております。

まずは、立地予定の上関町の町民の方を対象とした説明がなされ、その後に周辺1市3町の住民に対しても説明がされるべきだと思っておりますし、首長会議としての共通認識も同様でございます。

今後の状況を引き続き注視し、1市3町とも協議の上、しかるべき時期において、国等に対して説明を求めていけたらと考えております。

原子力燃料サイクル施設が集中立地する青森県での六ヶ所村、むつ市の再処理工場、中間貯蔵施設に係る情報については、新聞やテレビ、ウェブなどのメディア等を通じて聞き及んでおります。六ヶ所村の再処理施設の整備については、使用済核燃料の中間貯蔵施設立地に関わってまいりますし、むつ市の中間貯蔵施設については、原子力発電所の敷地外で国内初でございますので、それぞれの注目すべき事業であると考えています。

いずれにいたしましても、それぞれの地域、青森県六ヶ所村、むつ市でしっかりと議論がなされて、国や事業者が責任を持って取組が進めていかれるものと認識をいたしております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 再質問いたします。

上関町の周辺自治体として、現在ボーリング調査が行われている期間中に、町民の皆さんの不安や心配を少しでも軽くするためには、調査の段階であっても施設の概略やどのような調査なのか、現在の調査の状況はどうか、説明会の開催と情報の公開を求めるべきだと考えるがどうでしょうか。

1市3町の協議会では、先ほど町長がおっしゃったように、住民が国や中国電力から説明を受け、さらに質疑などを通じた双方向で議論が行われる機会が確保されるべきであると答弁いただきました。しかるべきタイミングというのは、いつ頃をお考えですか。

2つ目、1973年に臨時措置法としてスタートした瀬戸内海環境保全特別措置法、瀬戸内法

のことを町長は御存じだと思います。この法律の第3条に、瀬戸内海が我が国のみならず、世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、この恩恵を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承するべきものであるとあります。

また、瀬戸内海的环境保全に関する山口県計画には、それにふさわしい環境を確保し、維持すること及びこれまでの開発などに伴い失われた良好な環境を回復することをめどとして、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、瀬戸内海環境保全特別措置法及び政府が作成した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、山口県の区域において瀬戸内海的环境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めるものとあります。

この海域には、周防大島町、柳井市、上関町、田布施町、平生も入ります。この海洋保護法によると、上関町の中国電力所有地が面する海域は、生物多様性が豊かで100%保護されるべき海域となります。

しかし、中国電力は4月23日より使用済核燃料の中間貯蔵施設計画のために、11か所のボーリング調査を始めています。この事業には、相当大きな港や防波堤建設が必要で、しゅんせつ工事、海の埋立て工事など、海の改変が必須となっています。

人が安心して暮らせる環境のためには、ほかの生き物たちとも共存できる環境であることが必要だと考えます。町長は、上関町の道の駅へ車で行くことがあると、以前、話されていました。行き帰りに景色を御覧になって何を感じられましたか。私は、夫とともに自然体験教室を佐合島でよく開催しています。先週末も、佐合島で一緒に海を泳いだ女の子やそのお母さんは、こんなきれいな海を見ながら遊べるのはとっても贅沢と話されていました。県内外から移住してきた友人も、平生町は空が広い、星空がきれいに見える、風が心地よい、海と山が近い、空気がおいしいなど、ここで暮らすこと、子育てすることについて環境がよいと話しています。

この環境は、先人が大切にしてくられたもので、今を生きる私たちはこれ以上の開発をやめ、後世に大切に残していくべきだと考えます。町の基本計画にも、自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生とあり、豊かな自然や長い歴史の中で育まれてきた貴い文化など、魅力や資源が数多く残され、住む人にとってすばらしい生活環境を有しています。

また、今後、平生町が持つ特性を生かしながら、住民一人一人が住みよさを実感でき、10年後に住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを進める必要があると明記されています。

上関町への原子力発電所計画使用済核燃料の中間貯蔵施設のための調査が今なされていますが、もう一度1市4町の首長会議で、豊かな自然が残されていることが宝物であり、貴重なことなのだと確認し、どのように今後連携しながら守り活用していくのかを議論してください。

8月の地震も、南海トラフ巨大地震の前兆だと言われています。上関町に原子力発電所や使用済核燃料の中間貯蔵施設がないことが、それが安心につながっています。町民の中には、原子力

関連施設の存在を不安に感じている方は少なくないので、ここ平生町でこれからも安心して暮らせるように、町長もこの海域のすばらしさを深く認識していただき、ほかの首長へ再度お伝えいただくことができますでしょうか。

2点、質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、説明を伺うべきじゃないかという話でございますが、これも1市3町の首長会議で、その旨、図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、環境保全法ですか、こちらにつきまして、これ国の法律でございますので、私どもがとやかく申し上げるのは不適切だというふうに考えていますので、国のほうでちゃんと法律によって対応されるものだというふうに思っております。

それから、いずれにしても首長会議については、なるべく早く行えるようですね、1市3町が、皆さんの意識を共有してやっていく必要があるので、近いうちにできるように働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 町長は、今までの答弁の中でも、町民の不安や懸念、不信感などを首長会議などでも伝えていただいていた、とても心強くは思っています。今後も引き続き、町民の立場に立っての対応をお願いしたいと思います。

以上、要望をお願いします。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に従いまして、一問一答で質問いたします。

街路樹と公園地などの樹木について。

1つ目は、街路樹です。

まず、大内川排水機場から天池の手前まで走る都市計画道路という桜町線のうち、通称名中央通りマロニエ通りの県道152号線と交差する銀行・病院などがある交差点から南側の両脇と、あと、平生町を走る県道23号線の一部でもあります角浜北交差点の南に一つ手前にある交差点から、曾根にある県道152号線と接する交差点までの間の両脇にも植えられている街路樹のマロニエについてです。

現在、それらは落葉の処理などの変なことから、近隣住民の希望による大きな剪定や伐木、事故などによる倒木後の除去、それらも含めた何かしらの要因による枯死などで、景観としては

並木に見えにくい状況であります。

また、その中には、その成長力と諸条件によって、電線に当たっているようにも見えるくらいの高さに成長している木もあります。

次に、桜町線の主に北側に植えられている桜、ソメイヨシノについてです。それらは、恐らく地面下の水のありようにも関係していると思われますが、場所によっては成長力がまちまちで、極端に成長していなかったり、枯死に近く見える個体もあつたりします。成長の諸条件が重なり、これらの中にも電線にかかるほどに大きく成長しているものもあります。大きく成長したものは、その根を歩道の表層近くに広げて、歩道に敷かれているインターロッキングブロックなどを凸凹にしているところも散見されます。歩行者は当然のこと、やむを得ず歩道を走行する自転車などもありますし、通学路としての安全確保のためにも、平らに近い状態にあるべきと考えます。

この状況と街路樹の今後の管理について、方向性を伺います。

2つ目は、公園地などの樹木についてです。

まず、平生町内には、一部の公園地などにもキョウチクトウが植えられています。キョウチクトウは、その葉、根、茎、花など、樹木全体に持つ毒性に危険を感じるどころがございます。植えられた当時は、公害に強く、その植生から砂塵、粉塵や排気ガスなどを防ぐフィルターの役割を期待してのことだったと想像するところですが、これからの植樹などする際の樹木の選定について、落ち葉や成長力、毒性など、時代に即してより勘案すべきと考えます。

次に、住宅街からほど近くの町の管理地に、近隣住民が被害の恐れを感じるほどに大きく育った樹木があるところがございます。既に、建物の上に覆いかぶさっているようにも見える部分もあります。

これらのような、今後の公園地などの適切な樹木管理の在り方と、植樹時の樹種選定について所見を問います。

質問は以上であります。花や木、花木をめぐることを否定するところではございません。本意としては、植物を持続可能な範囲や管理方法を模索し、未来の平生町において、枯れた木を切ってさっぱりしていただくだけではなく、植え替えて町民が木々の成長を感じながら、喜びや時の流れなどを共有できる環境を一步ずつ整えていただくことも、未来の豊かな平生町での暮らしの実現に向けて願うところでございます。

町政において、多面的にこれからダウンサイジングしないといけないところがありますし、それについても町政に携わっていただいておりますところではあります。ドイツのマーチン・ルターではないのですが、それでもリンゴの木を植えると、そのような町政を願ってやみません。

以上、平生町の樹木などについて、2点、御答弁をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の御質問にお答えをいたします。

まず、街路樹について御説明をいたします。

街路樹は、道路景観の向上や自動車の廃ガスなどの沿道環境、自然環境の保全などを目的に道路上に植栽されるもので、街路樹の選定については、道路の空間や地域に求められる緑化の構造や機能、維持管理を検討して選定することになっております。また、文献などでは、歩道では夏期には木陰を作り、冬期には日当たりを確保し、歩行者の環境を向上する目的などで、落葉樹が好まれるとの記述が見られます。

議員、御指摘のありました町道桜町線、通称では中央通り・マロニエ通りについては、昭和51年の都市計画道路桜町線の着工時期に、マロニエを街路樹として選定しています。選定については、昭和初期のヒット曲マロニエの木蔭を歌った松島詩子氏が、柳井市出身であったことが選定の1つの理由となっているみたいです。

街路樹は、先にも申しましたように道路景観の向上などの役割があり、一方で議員の御指摘にありますように、沿道では落葉によるごみ処理の環境問題や街路樹の成長に伴う電線架線への影響のほか、標識などの視認性の低下などが指摘されており、対応といたしましては、計画的な維持管理が求められております。

平生町においては、沿道の住民の方から落葉によるごみ処理の苦情も寄せられており、また電柱架線への影響から、剪定などの業務委託を実施していた時期もありましたが、管理において不十分なところがあり、自然の枯死なども発生しており、現在に至っているところであります。

また、桜町線の向井病院から天池線までの街路樹である桜においては、第三次総合計画の美しい景観づくりにより、国道バイパス沿いや桜町線などの主要道路を、花と木でイメージアップを図るという目的で桜が選定されて、平成13年に植栽がされております。

こちら管理において不十分なところがあり、議員の御指摘にありますように、自然の枯死などや、桜の根による歩道の浮き上がりが発生しているところであります。道路の通行に支障をきたすような浮き上がりなどの案件につきましては、今後、改修などを実施したいと考えているところであります。

また、街路樹の管理については、十分な管理ができていないのが実情であります。今後は剪定業務などの委託も検討して、街路樹の管理の向上を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、今後の公園地などの樹木の管理と植樹時の樹種選定についてでございますが、まず、町の管理地ということで、これらについては建設課が所管をしております。児童公園や町営住宅の緑地、排水機場などの現地確認と管理者などとの協議を確認させていただきました。その結果、

議員の御指摘にありますよう新市児童公園においては、民地と工場の間にある植樹帯の樹木が大きくなっており、地元から剪定の要望がされている樹木がございます。

また、キョウチクトウにおいては、新市児童公園と大内川排水機場、中川排水機場での植栽が確認されました。議員の御指摘にあります新市児童公園にある大きく育った樹木については、地元自治会長と今後の対応について協議を進めているところでありますが、この大きくなった樹木については剪定の必要があるというふうに考えているところでございます。

また、キョウチクトウの選定の理由でございますが、新市児童公園の竣工が昭和57年であり、選定した記録がなく、理由は不明であります。

また、大内川排水機場及び中川排水機場は、県の施設であることから県に確認を行いました、竣工が昭和62年と古く、キョウチクトウを選定した理由は不明とのことでした。

ただ、文献などによりますとキョウチクトウは病害虫に強く、工場などの排気による耐煙性、潮風の耐潮性が強く、防音効果が高い性質があり、工場の敷地や幹線道路で多く採用されているとの記述が見られます。このことから、新市児童公園に隣接される工場や排水機場の排煙対策や防音効果などを期待して選定したものと想定されます。

また、キョウチクトウにつきましては、議員の御指摘があるように、文献などでは毒性がある植物で、樹液などに皮膚が触れると炎症の恐れがあり、葉などを口に含むと嘔吐などの症状があるとの記述がございます。ただ、広島市では、原爆投下後75年間は草木も生えないと言われた焦土に、いち早く咲いた花であることから、復興のシンボルとして広島市の花として制定されており、市民に親しまれていると聞いております。

このことから、今後の管理につきましては、特性を理解した上で管理や利用に留意していただくことも検討されますが、新市児童公園については、管理を委託しております自治会、また、排水機場については県と委託業者と協議を行い、検討していきたいと考えております。

また、今後の樹木の選定につきましては、樹木の機能などの他に安全性も考慮して選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

〔「いいですか」と呼ぶものあり〕

失礼いたしました。行政報告に対する質疑でよろしいでしょうか。細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 先ほど副町長が平生町補正予算……。

〔「いや、行政報告」と呼ぶ者あり〕

○議員（１２番 細田留美子さん） 失礼しました。

○議員（中村 武央君） 行政報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終わります。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第３５号「令和６年度平生町一般会計補正予算」から議案第３８号「令和６年度平生町下水道事業会計補正予算」までの件について一括で質疑を行います。質疑はありませんか。
細田留美子議員。

○議員（１２番 細田留美子さん） 補正予算の予算書、説明書の１２ページの基金繰入金について質問いたします。

この監査委員の説明書の中にもあるんですけど、一番後ろの１９ページに基金の運営状況というのがございます。コロナ対応でちょっと一息ついたかなと思ったのですが、ここんこ基金の残高が、大変危機的な状況になっていると私は考えております。これからどのように基金されるのでしょうか。一番安定的な基金は、どの程度だと考えていらっしゃるでしょうか、お伺いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをさせていただきます。

財政班長にお願いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 総務課山本財務班長。

○財務班長（山本 順一君） それでは、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、標準的な基金の規模でございます。財政基金につきましては、標準財政規模の１０％程度が一般的に適正とされております。本町につきましては、少なくとも４億程度の確保が必要かなと思われるところでございます。

ただ、こちら最低限でございまして、総合計画等での目標としましては、令和７年度に７億円以上という目標を掲げて、これまで財政運営を進めてきたところではございます。

しかしながら、先ほどの決算との絡みもございすけれども、そこから今の御質問にあります補正につながりまして、令和６年度におきましても、当初から義務的経費であります人件費等の想像以上の増加等によりまして、さらなる繰入れを行っておるところでございます。

財政基金の確保につきましては、決算審査におきましても、財政上の最重要課題として監査委員さんからも御指摘をいただいております。

これから、令和７年度の予算編成が始まりますけれども、基金残高をはじめとしました数値目

標をしっかりと捉えまして、監査の意見としてもいただいておりますとおり、事業の選択と集中による経費節減、こちらのほうを強く意識して財政運営を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」から議案第43号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」まで一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号「柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」及び「議案第45号田布施・平生水道企業団規約の変更について」を一括で質疑を行います。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） いわゆる水道の統合の議案です。なかなか、十分に理解できないままやってきました。本当に町民が理解をして、これを歓迎する統合だと理解をしておられるのかどうか、このことをまずお伺いしたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたしますが、これ、柳井地区の全ての水道を1つにするということでございますので、平生町だけ、平生町と田布施ですね、そこに入らないという考え方もございますが、でも1つにまとめることによって、国からの補助金等もございます——今はもらえません。ですので、そういうことを含めまして、私は町民の皆様には有利に働くものというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 提案されておるわけですから、そのようにお考えだとは思いますが。統合については、私は最初から統合に取り組むべきだという考えで取り組んでまいりました。しかし、今回のあまりにも急激なドタバタで統合案が作られて、議会にも十分理解が進んでいないのではないかという具合に考えております。ましてや、住民はどうなっておるのかさっぱり分からないという声を、直接、私の家に柳井市の資料を持って来られた方もいます。本当に住民が歓迎して、この合併が——統合を進めることが住民が歓迎をしておるのかどうかという点では疑

問を持っております。

国からの補助金のことはよく理解をしておりますが、これはこれから先、老朽化する配水管の取替工事の際にメリットが発生をする可能性はございます。

しかし、現在の統合案を見ると、それを除いて一切メリットは見えません。むしろ、人が増えて負担が増えてくると、こういうことが目の前に見えるんですが、こういった点についてもどれだけ住民の皆さんが理解をしておるのか、私も説明をするのに困っておるのが実情です。

本当に、これが住民のためになることなのか、長い将来、そのうちなるでしょうという楽観的な観測から申しておられるのか、もう一度伺いしておきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 答えいたします。

町民のためになるかどうかも含めてですね、これは説明責任は行政にあるというふうに思っておりますので、町民の皆さんに御理解賜るように、私どもとしても説明責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 議案第44号の一部について質問いたします。

これまで説明をいろいろいただいたんですけども、いま一度確認したいと思います。現状、柳井については日積が主たる事務所となっております。このたび提案されたのが、その所在地を柳井市役所内ということで理解しておるんですけども、ここについて、メリットをいま一度確認させていただきたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明させていただきます。

○議長（中村 武央君） 河村建設課長。

○建設課長（河村 武君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、柳井市役所内に事務所を持ってくるという理由ということではございますが、1つは事務所の広さでございます。今の柳井広域水道企業団の事務所では、事務系と技術系の人間を集約するのに手狭であるというところ。

2つ目が、今後、水道供給事業のほかには水道事業というものが行われます。今後、水道の給水の開始とかで、住民が事務所に行かれますのに、柳井市役所と日積にある広域の事務所では距離がございまして。そういった利用点の観点から、より市街地に近い柳井市役所内のほうがいいであろうというような、その辺りの理由で柳井市役所の中になっております。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定についての質疑を行います。

認定第1号「令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第6号「令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について」までを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第3号「町長専決処分指定事項の専決処分の報告について」から報告第18号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了しましたので、9月12日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に、日程第39「決算特別委員会の設置」、日程第40「委員会付託」を追加いたします。

日程第39. 決算特別委員会の設置について

○議長（中村 武央君） 日程第39、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第6号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く10名の議員を委員とする決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの件を審査するため、決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村一幸議員、長尾忠明議員、原真紀議員を指名したいと思ひます。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を2時5分、14時5分といたします。

委員会室で決算特別委員会を開催しますので、委員の方はよろしくお願ひをいたします。

午後1時50分休憩

.....

午後2時05分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま、決算特別委員会を開催し、委員長に河内山宏充委員、副委員長に河藤泰明委員を互選したとの申出がありましたので御報告いたします。

.....

日程第40. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第40、お諮りいたします。議案第35号から議案第45号及び認定第1号から認定第6号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

.....

○議長（中村 武央君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、9月25日午前9時から行ひます。

午後2時06分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 河 内 山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

令和6年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和6年9月25日(水曜日)

議事日程(第2号)

令和6年9月25日 午前9時00分開会

- 日程第2 議案第35号 令和6年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第36号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第37号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第38号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算
- 日程第6 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第40号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第12 議案第45号 田布施・平生水道企業団規約の変更について
- 日程第13 認定第1号 令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第21 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 議員派遣について

日程第23 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

日程第2 議案第35号 令和6年度平生町一般会計補正予算

日程第3 議案第36号 令和6年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

日程第4 議案第37号 令和6年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

日程第5 議案第38号 令和6年度平生町下水道事業会計補正予算

日程第6 議案第39号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第40号 平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第43号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第44号 柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

日程第12 議案第45号 田布施・平生水道企業団規約の変更について

日程第13 認定第1号 令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第2号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第3号 令和5年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第4号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第5号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 認定第6号 令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について

日程第19 同意第2号 平生町教育委員会委員の任命について

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 議員派遣について

日程第23 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（１１名）

１番 原 真紀さん	２番 長尾 忠明君
３番 中村 一幸君	５番 中本 敦子さん
７番 中川 裕之君	８番 河藤 泰明君
９番 岩本ひろ子さん	１０番 河内山宏充君
１１番 平岡 正一君	１２番 細田留美子さん
１３番 中村 武央君	

欠席議員

６番 赤松 義生君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 藤田 智典君
書記 宮地 恵三君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長	横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	久保 秀幸君		
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	河村 武君	環境政策室長	山本 和也君
学校教育課長	吉本 敏行君	社会教育課長	三村 直子さん
総務課財務班長	山本 順一君		

午前９時００分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、細田留美子議員、原真紀議員を指名いたします。

日程第2. 議案第35号

日程第3. 議案第36号

日程第4. 議案第37号

日程第5. 議案第38号

日程第6. 議案第39号

日程第7. 議案第40号

日程第8. 議案第41号

日程第9. 議案第42号

日程第10. 議案第43号

日程第11. 議案第44号

日程第12. 議案第45号

日程第13. 認定第1号

日程第14. 認定第2号

日程第15. 認定第3号

日程第16. 認定第4号

日程第17. 認定第5号

日程第18. 認定第6号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第35号「令和6年度平生町一般会計補正予算」から日程第12、議案第45号「田布施・平生水道企業団規約の変更について」及び日程第13、認定第1号「令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第18、認定第6号「令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第6号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。それでは、河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山 宏充君） それでは、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。総務厚生常任委員会は9月18日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算3件、条例5件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

主な質疑について申し上げます。

議案第35号「令和6年度一般会計補正予算」について、情報政策費、委託料でデジタルデバイド対策が約200万円減額されているが、スマホ教室等を中止したことによるものなのかとの質疑がなされ、デジタルデバイド対策の財源として当初予定していた文科省の補助金メニューが廃止となったため、事業全体の見直しが必要となり、委託事業で予定していた移動車両によるスマホ教室とスマホ相談コーナーにおける支援員の養成講座を取りやめ、県の助成金の振替と相談コーナーの回数の減、移動車両スマホ教室に国のメニューを活用するなど、事業を組み直したものである旨の回答がありました。

議案第41号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、災害応急作業等手当を追加することになった背景と金額の決定方法について質疑がなされ、能登半島地震を受け、総務省からの通知が直接的なきっかけとなったものである。国においては制度化され支給されており、地方でも適切に対処していただきたい旨の内容があり、これを機に条例化することとした。金額については、県内他市町で条例化しているところがあり、本町の特殊勤務手当等を勘案して金額を決めた旨の回答がありました。

議案第36号、第37号、第39号、第40号、第42号、第43号は、質疑はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会は9月19日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算2件、事件2件についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第35号「令和6年度平生町一般会計補正予算」の小学校費及び中学校費の教育振興費、扶助費の就学援助費について、算定に使用する扶助基準額に掛ける係数を1.3から1.5に拡大するということだが、給食費に関わる部分のみに使用するのか質疑がなされ、給食費のみを考えている旨の回答がありました。

議案第44号「柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」は、来年4月1日から本町の皆さんは、給水の開栓閉栓の手続きや漏水時はどこに問合せたらよいのか質疑がなされ、給水の開栓閉栓は柳井市役所の窓口と本町町民福祉課の窓口とする予定で、漏水については、柳井地域広域水道企業団となる。基本的には、現在の住民サービスの水準は維持する方向で調整をしている旨の回答がありました。

討論では、技術者の育成や事務経理職員の育成、さらにはこの地域の水道事業者の疲弊、技術者の不足のことを考え、これらのことを課題として取り組む必要があるとのことから賛成討論がありました。

議案第45号「田布施・平生水道企業団規約の変更について」は、田布施・平生水道企業団は解散するが、今まで田布施町と平生町で配水管整備はバランスを取りながら行ってきたが、統合後はどうなるのか質疑がなされ、統合後は副町長である参与が予算や工事箇所の調整を行っていくことになる旨の回答がありました。

議案第38号については、質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第35号から議案第38号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で議案第35号から議案第38号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第39号から議案第43号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、議案第39号から議案第43号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第44号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。原真紀議員。

○議員（原 真紀さん） 提案されました第44号柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について賛成いたします。柳井地域が水道事業について統合していくことは、必須だと考えます。技術面、経理事務についても必要だと感じています。しかし、現場で働く方の声をきちんと聞いて議論されているでしょうか。一部の人で議論するのではなく、関係する方の声に耳を傾けて、また町民の不利益にならないように進めていくことを要望します。水道は私たちの暮らしに欠かせない設備の一つです。そのことをよく考えてお願いします。料金や水質管理、管路の老朽化など多方面から検討していくことはありますが、平生町に暮らして、安心だと実感できる内容、町民の皆様にきちんと説明して納得してもらえる内容としていただきたい。そのことを実現できる体制を構築されることを信じて、賛成いたします。

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第44号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第45号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第45号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から認定第6号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、認定第1号から認定第6号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第35号「令和6年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第35号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決すべきとの報告でありました。

議案第35号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第３６号「令和６年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」を、採決いたします。

議案第３６号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第３６号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第３６号は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第３７号「令和６年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」を、採決いたします。

議案第３７号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第３７号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第３７号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第３８号「令和６年度平生町下水道事業会計補正予算」を採決いたします。

議案第３８号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第３８号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第３８号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第３９号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第３９号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第３９号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第３９号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４０号「平生町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第４０号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第４０号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４０号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第４１号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第４１号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４１号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４２号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第４２号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第４２号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４２号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４３号「平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第４３号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第４３号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４３号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４４号「柳井地域広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」の件を採決いたします。

議案第４４号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第４４号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第４４号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第４５号「田布施・平生水道企業団規約の変更について」の件を採決いたします。

議案第45号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。議案第45号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号「令和5年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第5号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第6号「令和5年度平生町下水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定すべきであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定いたしました。

日程第19. 同意第2号

○議長（中村 武央君） 日程第19、同意第2号「平生町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さんおはようございます。去る9月11日に御提案申し上げま

した議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会及び決算特別委員会におきまして、慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚く御礼を申し上げます。そしてただいまは予算4件、条例5件、事件2件、認定6件につきまして、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに財政運営を含め、行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を上げて、取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様方におかれましてもよろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。それでは、本日御提案申し上げますのは、人事案件3件でございます。

同意第2号「平生町教育委員会委員の任命について」の御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員は4名でございますが、このうち今村富士乃委員の任期が令和6年9月30日で満了となります。今村委員は、令和2年から現在まで1期4年間、本町の教育行政の推進に多大なる御貢献をいただいております。

これまでの実績などを勘案いたしますと、教育に関する識見を有し、本町の教育行政の課題に対する的確な意見の反映が期待されることから、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

以上をもちまして、同意第2号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げます。いと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、採決に入ります。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、同意第2号は、本案に対し、同意することに決しました。

日程第20. 諮問第2号

日程第21. 諮問第3号

○議長（中村 武央君） 日程第20、諮問第2号及び日程第21、諮問第3号の「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。町長から、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは、平生町教育委員会委員の任命につきまして、御同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

続きまして、諮問第2号並びに第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の御説明を一括して申し上げます。

まず、諮問第2号の御説明を申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員は、国民の基本的人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努めるという重要な任務がございます。

本町の人権擁護委員は現在4名でございますが、このうち木谷巖委員の任期が令和6年12月31日で満了となります。木谷委員は、平成28年から現在まで3期9年間お勤めをいただいております。これまでの御活躍を考慮し、再度推薦いたしたいと存じます。

木谷氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、現在は、民生委員児童委員として、本町の地域福祉の増進のため、住民の生活や福祉全般に関する相談や援助活動に積極的に取り組まれております。

続きまして、諮問第3号の御説明を申し上げます。

今村富士乃委員の任期が令和6年12月31日で満了となります。今村委員は、令和4年から現在まで1期3年間お勤めいただいております。これまでの御活躍を考慮し、再度推薦いたしたいと存じます。

今村氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、現在は、本町教育委員会委員として、本町の教育・文化の振興に御尽力いただいております、人権教育関係にも精通されております。

以上、御説明申し上げたように、木谷氏並びに今村氏を法務大臣に対し候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で諮問第2号並びに諮問第3号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますよう申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより、諮問第2号を採決いたします。本案に対し、異議のない旨の回答することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、諮問第2号は、異議のない旨回答することに決しました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

本案に対し、異議のない旨の回答をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、諮問第3号は、異議のない旨回答することに決しました。

日程第22. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第22、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

日程第23. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第23、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会

運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

_____・_____・_____

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和6年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 細 田 留 美 子

署名議員 原 真 紀